

南部箕蚊屋広域連合告示第1号

平成30年第1回南部箕蚊屋広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年2月6日

南部箕蚊屋広域連合長 陶 山 清 孝

記

1. 期 日 平成30年2月23日
2. 場 所 南部町役場 法勝寺庁舎 議場

○開会日に応招した議員

杉 本 大 介	山 路 有
井 藤 稔	景 山 浩
篠 原 天	乾 裕
細 田 栄	真 壁 容 子
細 田 元 教	秦 伊知郎

○応招しなかった議員

な し

議事日程

平成30年2月23日 午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 施政方針の説明
- 日程第5 議案第1号 南部箕蚊屋広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第6 議案第2号 南部箕蚊屋広域連合介護保険条例の一部改正について
- 日程第7 議案第3号 南部箕蚊屋広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第8 議案第4号 平成29年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第5号 平成29年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第6号 平成30年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算〈委員会付託〉
- 日程第11 議案第7号 平成30年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算〈委員会付託〉
- 日程第12 議案第8号 南部箕蚊屋広域連合広域計画の一部変更について
- 日程第13 議案第9号 鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議について
- 日程第14 広域連合行政に対する一般質問
- 日程第15 閉会中の継続調査の申し出について〈議会運営委員会〉

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告

- 日程第4 施政方針の説明
- 日程第5 議案第1号 南部箕蚊屋広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第6 議案第2号 南部箕蚊屋広域連合介護保険条例の一部改正について
- 日程第7 議案第3号 南部箕蚊屋広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第8 議案第4号 平成29年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第5号 平成29年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第6号 平成30年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算〈委員会付託〉
- 日程第11 議案第7号 平成30年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算〈委員会付託〉
- 日程第12 議案第8号 南部箕蚊屋広域連合広域計画の一部変更について
- 日程第13 議案第9号 鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議について
- 日程第14 広域連合行政に対する一般質問
- 日程第15 閉会中の継続調査の申し出について〈議会運営委員会〉

出席議員（10名）

1番 杉本 大介	2番 山路 有
3番 井藤 稔	4番 景山 浩
5番 篠原 天	6番 乾 裕
7番 細田 栄	8番 真壁 容子
9番 細田 元教	10番 秦 伊知郎

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

職務のため出席した者の職氏名

書記長 岩田 典弘 書記 池田 祥子

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	陶 山 清 孝	副広域連合長	森 安 保
副広域連合長	石 操	事務局長	住 田 浩 平
事務局次長	湯 浅 香緒利	主任	高 崎 珠理恵
監査委員	仲 田 和 男			

議長挨拶

○議長（秦 伊知郎君） 開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、ここに南部箕蚊屋広域連合議会 2 月定例会を開催するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、多忙の中出席いただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、南部箕蚊屋広域連合において、地域住民の信頼と安心を結びつけるためには、連合議会としても介護保険のさらなる充実及び発展を進めていかなければなりません。本定例会に提出されています議案につきましては、平成 3 0 年度一般会計予算、特別会計予算等、いずれも重要な議案であります。議員各位におかれましては、真摯な議論により、適正な議決に達することをお願い申し上げ、開会の御挨拶といたします。どうかよろしくお願いいたします。

午前 1 0 時 0 0 分開会

○議長（秦 伊知郎君） それでは、会議を開きます。

ただいまの出席議員数は 1 0 人であります。地方自治法第 1 1 3 条の規定による定足数に達しておりますので、平成 3 0 年第 1 回南部箕蚊屋広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 5 条の規定により、次の 2 人を指名いたします。

5 番、篠原天君、6 番、乾裕君。

日程第2 会期の決定

○議長（秦 伊知郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、1日間と決定いたしました。

日程第3 議事日程の宣告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第4 施政方針の説明

○議長（秦 伊知郎君） 日程第4、施政方針の説明を行います。

連合長より施政方針の説明を求めます。

連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） それでは、平成30年度施政方針について御説明いたします。

これより、平成30年第1回南部箕蚊屋広域連合議会定例会に提案いたします平成30年度一般会計予算、介護保険事業特別会計予算並びに本年度の事業概要を説明し、介護保険事業の情勢と当面する諸課題につきまして所信を申し述べ、本議会定例会を通じ、議員各位を初めとする広域連合区域内の住民の皆様への御理解を賜りたいと存じます。

介護保険制度は創設から17年を経過し、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして定着、発展してきました。その一方で、高齢化の進展に伴い、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年には広域連合管内の高齢者人口は8,973人、高齢化率は37.3%になることが見込まれており、中長期的に介護需要は増加し続けると推測されています。さらに、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、認知症高齢者、医療を必要とする高齢者が増加することも見込まれており、介護する家族の負担や介護離職の増加とともに、認知症高齢者やその家族への支援、在宅医療と介護の連携強化、介護人材が不足する等の対応など、さまざまな課題への対応が必要となってまいります。このように介護保険制度を取り巻く状況が大きく変化している中で、制度の持続可能性を確保していくためには、効率的、重点的な介護保険サービスの提供が今後、より一層必要となってまいります。

こういった状況の中で、このたび平成30年度から平成32年度にわたる第7期介護保険事業計画を策定いたしました。第7期計画では、基本目標を前計画に引き続き高齢者ができる限り住みなれた地域で安心して生活できるよう、地域全体で高齢者を支えていくシステムづくりとして、構成町村と協力し、地域包括ケアシステムの構築に向けての取り組みを深化・推進してまいりたいと考えております。

介護保険料については、基準月額で5,917円と、現在よりも500円の増といたしました。高齢者負担割合が1%引き上げられたほか、平成31年10月に予定されている消費税率の引き上げ、高齢化の進展に伴うサービス量の増加など、介護保険料の上昇が今後も避けられない状況となっています。高齢者の方にはさらなる御負担をいただくこととなりますが、世代間、世代内の負担の公平性を確保し、介護保険制度を持続させていく観点から、それぞれの所得に応じた負担に御理解をいただきますようお願いいたします。

さて、本広域連合における介護保険の運営状況ですが、平成29年12月末時点での第1号被保険者は8,841人と、前年同月と比較して103人の増、高齢化率は34.3%となっております。また、認定者数は、要支援者が351人と、2人の増、要介護者が1,337人と、1人の減となっております。介護給付費は18億3,274万4,000円と、対前年度比較では1.0%の増加となっており、計画値の伸び率3.2%と比較すると若干伸びが落ちついた状況となっております。

地域支援事業については、生活支援体制整備事業を構成町村に委託し、生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置を行ったほか、認知症が疑われる方、認知症の方やその家族に対する初期の支援を包括的、集中的に行い、自立した生活をサポートするため、平成29年10月から認知症初期集中支援事業を開始いたしました。

また、さまざまな局面で在宅医療と介護保険サービスが連携を図ることができる体制の整備に向けて、医療・介護に携わるさまざまな職種間の顔の見える関係づくりのために意見交換会を定期的に開催するなど、地域包括ケアシステム構築のための取り組みを進めているところでございます。

次に、予算の概要について説明いたします。

平成30年度一般会計の予算規模は4億9,500万円で、前年度に比べて1,000万円、2.0%の減額を見込みました。

歳入のうち町村負担金については、歳出の減少により、前年度に比べ612万4,000円減の4億8,344万5,000円を計上しております。

歳出については、保険給付費に係る特別会計繰出金等の減少により、民生費を前年度に比べ700万6,000円減の4億3,929万1,000円を計上しております。

介護保険事業特別会計の予算規模は29億3,100万円で、前年度に比べて4,700万円、1.6%の減額を見込みました。

歳入のうち介護保険料については、第7期介護保険事業計画に基づき、前年度に比べ6,564万円増の6億3,315万3,000円を計上しました。国県負担金等の公費負担部分及び支払い基金交付金については、保険給付費の減少により、それぞれ減額を見込んでおります。

介護給付費は、第7期計画における給付費見込み額を計上しましたが、第6期計画における平成29年度給付見込み額より減少したことから、前年度に比べ5,281万9,000円減の28億3,011万9,000円となっております。

地域支援事業費は、認知症初期集中支援チームの活動を本格的に実施することから、前年度に比べ309万6,000円増の7,711万6,000円を見込んでおります。

本定例会には、このほかにも平成29年度の一般会計補正予算、介護保険事業特別会計の補正予算のほか、介護保険条例等の一部改正を提案しておりますので、全議案とも御賛同を賜り、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。施政方針とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

日程第5 議案第1号 から 日程第13 議案第9号

○議長（秦 伊知郎君） お諮りいたします。この際、日程第5、議案第1号、南部箕蚊屋広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてから日程第13、議案第9号、鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議についてまでを一括して説明を受けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第1号から日程第13、議案第9号までを一括して説明を受けます。

連合長からの提案理由の説明を求めます。

連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） それでは、議案第1号から第9号までの一括して説明を行います。

まず、議案第1号、南部箕蚊屋広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について。別紙のとおり、南部箕蚊屋広域連合指定居宅介護支援等の事

業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を制定することについて、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。内容の詳細につきましては、後ほど事務局長から説明をさせます。

続きまして、議案第2号でございます。南部箕蚊屋広域連合介護保険条例の一部改正について。別紙のとおり、南部箕蚊屋広域連合介護保険条例の一部を改正することについて、地方自治法第299条において準用する同法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。この件につきましても、内容、詳細につきましては、後ほど事務局長から説明をさせます。

議案第3号でございます。南部箕蚊屋広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正について。別紙のとおり、南部箕蚊屋広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。同様に、内容、詳細につきましては、後ほど事務局長から説明をさせます。

議案4号でございます。平成29年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第2号）。平成29年度南部箕蚊屋広域連合の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,388万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,456万8,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。これにつきましても、内容、詳細につきましては、後ほど事務局長のほうから説明をさせます。

議案第5号でございます。議案第5号、平成29年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）。平成29年度南部箕蚊屋広域連合の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,984万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億982万1,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算の補正による。こちらのほうも、内容、詳細につきましては、後ほど事務局長のほうから詳細な説明をさせます。

議案第6号でございます。議案第6号、平成30年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算。平成30年度南部箕蚊屋広域連合の一般会計予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億9,500万円と定める。第2項、歳入歳出予

算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借り入れの最高額は600万円と定める。内容、詳細につきましては、後ほど事務局長のほうから説明をさせます。

続きまして、議案第7号でございます。議案第7号、平成30年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算。平成30年度南部箕蚊屋広域連合の介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29億3,100万円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借り入れの最高額は3億円と定める。歳入予算の流用。第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定による歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費及び地域支援事業費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の同各項の間の流用とする。内容、詳細につきましても、後ほど事務局長のほうから説明をさせます。

議案第8号でございます。議案第8号、南部箕蚊屋広域連合広域計画の一部変更について。別紙のとおり、南部箕蚊屋広域連合広域計画の一部を変更することについて、地方自治法第291条の7第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。内容、詳細につきましては、後ほど事務局長のほうから説明をさせます。

議案第9号でございます。議案第9号、鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議について。別紙のとおり、鳥取県行政不服審査会共同設置規約の一部を変更することに関し協議することについて、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。内容、詳細につきましては、後ほど事務局長のほうから説明をさせます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 連合長から提案理由の説明がありました。

事務局長の住田浩平君のほうから説明を受けます。

○事務局長（住田 浩平君） 事務局長でございます。そうしますと、議案のほう、説明をさせていただきたいと思っております。

まず、議案第1号、南部箕蚊屋広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について御説明いたします。

本案は、平成26年の介護保険法改正により、保険者機能の強化という観点から市町村による

介護支援専門員の支援を充実することを目的として、平成30年4月1日以降は居宅介護支援事業者の指定権限が都道府県から市町村に移譲されることから、介護保険法に定める基準に従い、運営基準等に関する条例を定めるものでございます。基準については、指定居宅介護支援等の提供に関する記録の保存年限を除き、国が定める基準のとおりとするものでございます。施行期日は平成30年4月1日としております。

続きまして、議案第2号、南部箕蚊屋広域連合介護保険条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、第7期介護保険事業計画の策定に伴い、平成30年度から平成32年度までの期間における保険料率について改定を行うほか、所要の改正を行うものでございます。概要といたしましては、第8条で、保険料率の改定及び段階を区分する基準所得金額の変更を行っております。第20条は、今般の法改正に伴うもので、市町村の質問調査権が拡大されたことから文言の改正を行っております。また、第15条では、刑事施設に収容されている方に対する保険料の減免規定を追加しております。その他字句の修正やこれまでの過去の法改正に伴う引用部分のずれなど、所要な改正をあわせて行っております。施行期日は平成30年4月1日としております。

続きまして、議案第3号、南部箕蚊屋広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、介護保険法の改正により、地域密着型サービスに共生型地域密着型通所介護が創設されたため、既存の条例に共生型地域密着型通所介護に該当する条項を追加するものでございます。施行期日は平成30年4月1日としております。

続きまして、議案第4号、平成29年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第2号）について、補正内容の主なものを御説明いたします。補正予算書の2ページをお開きください。歳入から御説明いたします。

1款分担金及び負担金、1項負担金でございます。1,176万3,000円を減額し、4億7,780万6,000円とするものです。これは特別会計への介護給付費繰出金の減額等によるものでございます。

2款国庫支出金、2項国庫補助金でございます。72万円を増額し、105万円とするものでございます。これは制度改正に伴う介護保険システム改修補助金の増額でございます。

6款諸収入、2項収益事業収入でございます。292万1,000円を減額し、872万6,000円とするものです。これは介護予防サービス計画作成収入の減によるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

2 款総務費、1 項総務管理費でございます。1 3 1 万 1, 0 0 0 円を減額し、7, 8 7 7 万 2, 0 0 0 円とするものです。主なものは介護保険システム改修費の減額でございます。

3 款民生費、1 項社会福祉費でございます。1, 2 3 0 万 8, 0 0 0 円を減額し、4 億 3, 4 0 6 万 4, 0 0 0 円とするものです。主なものは特別会計への介護給付費繰出金の減額でございます。

以上、一般会計でございます。

続きまして、議案第 5 号、平成 2 9 年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について、補正内容の主なものを御説明いたします。補正予算書の 2 ページをお開きください。歳入から御説明いたします。

1 款保険料、1 項介護保険料でございます。7 3 7 万円を増額し、5 億 7, 4 8 8 万 3, 0 0 0 円とするものです。これは収入見込みに伴う保険料の増額でございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金でございます。1, 5 2 7 万円を減額し、4 億 9, 8 5 7 万 1, 0 0 0 円とするものです。これは交付見込みに伴う減額でございます。

3 款国庫支出金、2 項国庫補助金でございます。1, 5 1 8 万 6, 0 0 0 円を減額し、1 億 8, 7 3 0 万 8, 0 0 0 円とするものです。これも交付見込みに伴う減額でございます。

4 款支払い基金交付金、1 項支払い基金交付金でございます。1, 8 9 9 万 6, 0 0 0 円を減額し、8 億 4 2 1 万 7, 0 0 0 円とするものです。これも交付見込みに伴う減額でございます。

5 款県支出金、1 項県負担金でございます。7 5 0 万 9, 0 0 0 円を増額し、4 億 1, 5 6 0 万 3, 0 0 0 円とするものです。これも交付見込みに伴う減額でございます。

6 款繰入金、1 項一般会計繰入金でございます。1, 0 2 0 万 1, 0 0 0 円を減額し、3 億 8, 3 8 3 万 8, 0 0 0 円とするものでございます。主なものは介護給付費繰入金の減額でございます。

6 款繰入金、2 項基金繰入金でございます。1, 0 2 5 万円を減額し、2, 0 9 9 万 7, 0 0 0 円とするものでございます。これは介護給付費の減額に伴う準備基金繰入金の減額でございます。

続きまして、3 ページ、歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費でございます。1 2 0 万円を減額し、7 5 1 万 5, 0 0 0 円とするものです。これは実績見込みに伴う主治医意見書委託料の減額でございます。

2 款保険給付費でございます。7, 0 0 9 万 1, 0 0 0 円を減額し、2 8 億 1, 2 8 4 万 7, 0 0 0 円とするものです。これは実績見込みに伴う減額でございます。

3 款地域支援事業費、1 項介護予防・生活支援サービス事業費でございます。1 8 2 万 7, 0 0 0 円を減額し、4, 6 3 9 万 9, 0 0 0 円とするものです。これは実績見込みに伴う減額でございます。

3 款地域支援事業費、2 項一般介護予防事業費でございます。4 0 6 万 4, 0 0 0 円を増額し、1, 2 7 8 万 9, 0 0 0 円とするものです。これは実績見込みに伴う増額でございます。

続きまして、議案第 6 号、平成 3 0 年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算について御説明いたします。予算書の 4 ページをお開きください。歳入から御説明いたします。

1 款分担金及び負担金でございます。本年度予算額 4 億 8, 3 4 4 万 5, 0 0 0 円、前年度と比較して 6 1 2 万 4, 0 0 0 円の減でございます。歳出の減少に伴い、町村負担金を減額しております。

2 款国庫支出金、本年度予算額 1 5 4 万 1, 0 0 0 円、前年度と比較して 2 2 万 1, 0 0 0 円の減でございます。

3 款県支出金、本年度予算額 1 7 9 万 2, 0 0 0 円、前年度と比較して 2 0 万 9, 0 0 0 円の減でございます。

4 款繰入金、本年度予算額 1, 0 0 0 円、前年度と同額でございます。

5 款繰越金、本年度予算額 1, 0 0 0 円、前年度と同額でございます。

6 款諸収入、本年度予算額 8 2 2 万円、前年度と比較して 3 4 4 万 6, 0 0 0 円の減でございます。これは介護予防サービス計画作成収入を減額しております。

続きまして、歳出でございます。

1 款議会費、本年度予算額 7 0 万 3, 0 0 0 円、前年度と比較して 6 8 万 8, 0 0 0 円の減でございます。先進地視察研修の経費を減額しております。

2 款総務費、本年度予算額 5, 4 1 1 万 5, 0 0 0 円、前年度と比較して 2 4 1 万 3, 0 0 0 円の減でございます。介護保険システム改修費を減額しております。

3 款民生費、本年度予算額 4 億 3, 9 2 9 万 1, 0 0 0 円、前年度と比較して 7 0 0 万 6, 0 0 0 円の減でございます。保険給付に係る介護保険事業特別会計への繰出金及び介護予防サービス計画作成委託料を減額しております。

4 款予備費、本年度予算額 8 9 万 1, 0 0 0 円、前年度と比較して 1 0 万 7, 0 0 0 円の増でございます。

続きまして、議案第 7 号、平成 3 0 年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算について御説明いたします。予算書の 5 ページをお開きください。歳入から御説明いたします。

1 款保険料、本年度予算額 6 億 3, 3 1 5 万 3, 0 0 0 円、前年度と比較して 6, 5 6 4 万円の増でございます。第 7 期介護保険事業計画に基づいた収入を見込んでおります。

2 款使用料及び手数料、本年度予算額 3 万 5, 0 0 0 円、前年度と同額でございます。

3 款国庫支出金、本年度予算額 7 億 5 2 万 7, 0 0 0 円、前年度と比較して 1, 5 8 0 万 8, 0 0 0

円の減でございます。

4 款支払い基金交付金、本年度予算額 7 億 7,966 万円、前年度と比較して 4,355 万 3,000 円の減でございます。

5 款県支出金、本年度予算額 4 億 3,017 万 9,000 円、前年度と比較して 336 万 8,000 円の減でございます。

6 款繰入金、本年度予算額 3 億 8,736 万 6,000 円、前年度と比較して 4,985 万 1,000 円の減でございます。これらは介護給付費の減少によるものでございます。

7 款諸収入、本年度予算額 4,000 円、前年度と同額でございます。

8 款繰越金、本年度予算額 5,000 円、前年度と同額でございます。

9 款財産収入、本年度予算額 7 万 1,000 円、前年度と比較して 6 万円の減でございます。

続きまして、歳出でございます。

1 款総務費、本年度予算額 1,811 万 2,000 円、前年度と比較して 121 万 3,000 円の減でございます。

2 款保険給付費、本年度予算額 28 億 3,011 万 9,000 円、前年度と比較して 5,281 万 9,000 円の減でございます。第 7 期介護保険事業計画に基づいた給付費を見込んでおります。

3 款地域支援事業費、本年度予算額 7,711 万 6,000 円、前年度と比較して 309 万 6,000 円の増でございます。認知症初期集中支援事業の活動に係る経費を増額しております。

4 款基金積立金、本年度予算額 371 万 3,000 円、前年度と比較して 358 万 1,000 円の増でございます。保険料収入額のうち今年度の給付に充当されない部分について、介護給付費準備基金への積み立てを行います。

5 款公債費、本年度予算額 10 万円、前年度と同額でございます。

6 款諸支出金、本年度予算額 50 万 4,000 円、前年度と同額でございます。

7 款予備費、本年度予算額 133 万 6,000 円、前年度と比較して 35 万 5,000 円の増でございます。

続きまして、議案第 8 号、南部箕蚊屋広域連合広域計画の一部変更について御説明いたします。

本案は、居宅介護支援事業者の指定権限が都道府県から市町村に移譲されることに伴い、鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第 2 条の規定により、権限移譲を受けている事務について変更が生じることから広域計画の関係部分の変更を行うものでございます。施行期日は 30 年 4 月 1 日としております。

続きまして、議案第 9 号、鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議について御

説明いたします。

本案は、八頭環境施設組合の解散に伴い、鳥取県行政不服審査会共同設置規約の一部を変更することに關し協議することについて、議会の議決を求めるものでございます。施行期日は30年4月1日としております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 提案理由の説明を受けました。

これより質疑に入ります。議案第6号、平成30年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算及び議案第7号、平成30年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算につきましては、総務民生常任委員会に付託いたしますので、総括的な質疑のみ行い、個別質疑につきましては委員会のほうで行っていただきますようによろしくお願ひいたします。

なお、1議案3回の質問を許しておりますので、御協力のほどをよろしくお願ひいたします。

それでは、議案第1号、南部箕蚊屋広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを審議いたします。質疑ありませんか。

8番、真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 議案第1号のこの議案は広域連合の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例で、全協等でも聞いてきたように、今までしてきたのを整理するというのはわかりました。

中身です。これ委員会にかからないのでここで聞くんですけども、これは例えば広域連合はこの指定居宅介護支援事業ともう一つ、指定介護予防支援事業の人員及び運営に関する基準等を定めるっていうのを2つ持っているわけですよ。で、運営してきてると思うんですけども、今回、法勝寺の法勝寺クリニックというところがショートステイを休止せざるを得なくなったっていうことが届いていると思いますが、県から移譲され、これまでやっているんですけども、広域連合全体から見て、この居宅介護支援事業の人員及び運営に関する基準等を定めるということは、いわゆる制度上の受け皿の整備をしていくところで、広域連合がしっかりとそれを計画して監視して運営をして受け皿をつくるようにということが大もとでつくられてきてるんじゃないかというように思うんですよ。そういう点から見て、今までこの居宅介護支援事業、それから介護予防支援事業の人員及び運営に関する基準等をもって運営していく中で、広域連合内でのこの居宅介護の受け皿の現状というのはどうなっているのか。この法勝寺クリニック等に当たっては、いわゆる人員がいなくて休止せざるを得ないっていうことだったんですよ。それで、関係者というか、そこを利用してる方々は次の受け皿を探さないといけなくて、米子まで出ないといけないと

いう事態が起こってきてるわけですよ。この改善策というのは、私は広域連合持つべきだと思いますが、ここの条例で聞くんですが、現状どういうふうに認識してて、どんなふうな課題があるというふうに、この事業を行ってて考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 局長、答えられますか。

事務局長、住田浩平君。

○事務局長（住田 浩平君） 事務局長でございます。このたび広域連合の条例のほうで基準を定めるということで上程をさせていただいております。介護保険が始まった当初は、全てが国の基準において定めた内容についてそれぞれの自治体で事務を行ってきたという経緯がございます、平成18年以降、いろいろなサービス部分が各自治体に権限移譲されて、指定権限、指導権限等がおりてきたという経緯がございます。広域連合につきましては、設立当初から県から権限移譲受けまして、こういった事業所の指定ですとか指導ですとか、そういった事務を行ってきたというところでございます。

先ほど言われた中で、連合内で居宅介護支援事業が充足してるかどうかという点についてでございますけれども、やはり高齢化の進展に伴いまして、サービス利用者というものが増加をしております。一般的には介護支援専門員1人当たりの受け持ちが大体35件程度というふうに言われておりますので、そういう点で考えますと、連合管内のみで充足してるということは言えないというふうには思います。

ただ、サービス利用につきましては、利用者さんの希望によって希望する事業所と契約ということになりますので、さまざまな地域のそういった事業所を利用されてる方というのがございます。一概に不足してるかどうかという点につきましては、はっきりは申し上げられないのですが、今後高齢化が進んで利用者がふえていく中で、やはり少し足りない部分もあるのではないかとこのように考えておりますが、先ほど言いましたように、広域連合管外のほうでも事業運営をされてるところがありますので、そういったところに不足する部分は求めていくということになるのではないかとこのように考えております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 8番、真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 先ほど事務方の方がお答えくださったんですけど、充足している状況ではないということなんですよ。私は広域連合ができたときに、これを県から移譲するときに、先ほど言われた指定ないし指導をすることによって、広域連合内での、いわゆる施設整備ですよ、受け皿整備をしていくというのが最大の目的だったのではないかっていうように思うんですよ。先ほどおっしゃったように、利用者がそれぞれの希望があると、希望によって遠くに

行くことはやぶさかではないんですけれども、今回、でも、出ていたのは、共働きの中でショートステイ等を利用せざるを得ない方々が米子にまで行くということについては、仮に迎えに来てくれても、結構時間の問題等のこと指摘してるわけですよ。

私は、連合長にお聞きしたいんですけれども、こういうふうに運営に関する基準等を今回、より地元でやりなさいよと、小さいところで責任持ちなさいよって来た以上は、いわゆる自分たちの管轄するエリアで、連合内でしっかりとそれが充足していけるような人員と事業所を確保していくってということが求められてきているのではないかと思うんですが、それについてはどのようにお考えでしょうか。米子行くことも仕方がないではなくて、やはり介護職員が少ないという問題ですよ。そういう点についてどう考えているのかっていう点はどうでしょうか。

南部町の議会で民生常任委員会ってあるんですね。そこが地元で勉強しようということで伯耆の国を訪ねていったときに、伯耆の国の職員は、伯耆の国は職員が足りてるんだって言うてんですよ。そうであればお互い連携し合いながら、せっかくある、つくられてきてる法勝寺クリニック等が人が足りないというところにも、何らかの形で指導ができたのではないかっていうふうに率直に思ったわけなんですけども、その辺についてどういうふうにお考えですか。

○議長（秦 伊知郎君） 連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。まさに介護人材不足がこのもとにあるものでして、これは広域連合だけの問題でなくて、日本中で起こってることだと思っています。本来は措置から保険にしたわけですから、民間サービスが必要であればサービス量はおのずと民間企業がふやしていくといういい循環が生まれてきたんですけれども、ここに来て、やはり人口減少社会、特に労働者人口が急速に減っているというところがここに来てるんだろうと思っています。これは広域連合だけの問題ではないわけですし、全体の中でどのように国がマネジメントしていくのかというところに課題があるんじゃないかと思っています。法勝寺クリニックがなくなったことによって、米子でサービスを受けざるを得ないということはよくわかります。日吉津村でも伯耆町でもそのようなことが起こってるかもしれませんが、これを一つの広域連合内で何とか充足するという事は非常に難しいんじゃないかと、このように連合長としては思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 8番、真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 最後の質問です。今、連合長が言われたように、私危惧しているのは、連合内で事業所が、サービスを提供する事業所が減ってきてるのではないかっていう心配なんですよ。この辺についてはどういうふう、わかる数字で結構ですけども、どのように把

握していますか。できればここに、全体の分と、3町村の議員がおりますので、各町村ごとの傾向がわかればありがたいです。

○議長（秦 伊知郎君） 休憩します。

午前10時48分休憩

午前10時48分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

事務局長、住田浩平君。

○事務局長（住田 浩平君） 事務局長でございます。今、手元のほうに詳しい統計資料を持っておりませんので、はっきりしたことはまた後ほどお答えさせていただきたいと思います。お願いします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（秦 伊知郎君） 次に行きます。

議案第2号、南部箕蚊屋広域連合介護保険条例の一部改正について、質疑ありませんか。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 今回議会で一番肝になるのがこの第2号、条例改正でございますが、この条例改正のもとによって、今度の30年度予算等が出ておりますが、一つ疑問な点、いろいろなことをお聞きしますが、さっきの29年度補正予算をばっとお聞きしました中でも、実績では保険給付が減額になっております。それ勘案されておられるのか、またはこれ見ましたら、29年度の補正予算で基金が4,800万ぐらいあったかな、決算見込みで。その基金を全部つぎ込んだ結果がこのような500円アップ、それらもつぎ込んでやられた金額とっていいのかどうか、とりあえずそれだけちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 事務局長、住田浩平君。

○事務局長（住田 浩平君） 事務局長でございます。第7期の給付費の見込みにつきましては、第6期計画の期間中の給付実績、これをもとに将来推計人口、また認定者の推計等によりまして推計を行っているところでございます。

先ほど指摘がありましたように、29年度の値よりも30年度の値が減っているのではないかという話でしたが、第6期計画の29年度の計画値につきましては28億8,200万円を見込んでおったところでございます。それが結果としては27億5,000万程度になるのでは

ないかというふうに今のところは考えておまして、そこからの伸びを見ますと、30年度の計画値では28億3,000万ですので、約3.3%の伸びを見込んでおるといふ状況でございますので、御理解をいただけたらというふうに思います。

それと、準備基金につきましては、基本的に毎回の計画策定時にはそのときにあります基金を全額取り崩して保険料の上昇抑制に充てるという考え方でやっております。今回につきましても、29年度で残るであろう金額を計算いたしまして、計画に反映をさせていただいておるところでございます。この基金の取り崩しによりまして、150円程度の減額を行えたところでございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 大体わかりましたけども、もう一つは今まで10段階ってつくってなかったんだっかいなという疑問と、それと月額保険料基準7万1,000円、月額5,917円、500円アップですが、この金額というのは、事務局の知る範囲内で結構でございますが、県下では第6期までは広域連合の保険料というのは県下では最低ラインのほうでしたから、今回はどの程度のところまで行くのか、わかる範囲でいいですので教えてもらえませんか。

○議長（秦 伊知郎君） 事務局長、住田浩平君。

○事務局長（住田 浩平君） 事務局長でございます。保険料段階につきましては、国のほうの基準段階が9段階ということになっております。広域連合につきましては、第6期から10段階制を用いております。今回も段階につきましては、6期と同じ段階ということになります。

県下の介護保険料の状況でございますけども、いずれの自治体も今、策定の最終段階というところで数字を検討されておるところでございます。議会につきましては、早いところでは2月から始まると思いますが、おおむね町村につきましては3月の議会で上程されるということになると思われます。私どものほうに今来ております状況の資料でよりますと、県内の平均的なところで6,000円の半ばぐらいになるのではないかというふうに県全体の推計が出ておるところでございます。6期におきましては、広域連合の保険料が県下で一番低い状況ではございましたけども、今期におきましてはなかなかそういうわけにはいかないのではないかなというふうには思っておりますが、もともとの平均が6期で6,146円、県の平均がなっておりますので、それから比較してみますと、割と下のほうにランクされるのではないかというふうに考えておるところでございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありますか。

7番、細田栄君。

○議員（7番 細田 栄君） 議案第2号の介護保険条例の一部改正についてであります。これの一番メインは、被保険者の方にとって気がかりなのは今回の保険料の改定、いわゆる値上げの部分だというふうに思います。申しわけないんですが、議案と予算が表裏一体のものとなっておりますので、議案7号の平成30年度介護保険特別会計とのちょっと関連についてお尋ねをさせていただきたいと思っております。

当然今回の保険料改定に当たっては第7期の事業計画をしんしゃくして、また29年度の繰り越し見込みをしんしゃくしてお決めになったというふうに思います。しかし、30年の特別会計の当初予算見させていただきますと、当然保険料は6,500万増額になっております。一方で、保険給付費、介護給付費のほうは全体的に下がっておりまして、これは事業計画の性格上、1年目はプラス、30年が初年度ですね、平成30年はプラス、31年がフラット、32年はその初年度の分を食い潰すというようなお考えで介護保険事業計画をおつくりになってるのか、そして保険料をお決めになってるのか。ただ、予算書見る限り、30年の積立金はわずか360万ほどしかありませんので、どのような考え方でこの保険料をお決めになったのかお尋ねいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 事務局長、住田浩平君。

○事務局長（住田 浩平君） 事務局長でございます。保険料の設定方法につきましては、全員協会のほうでも御説明をさせていただきましたけども、3年間の給付費の見込み、これをもとにしまして、第1号被保険者が負担する割合、それを求め、そこから調整交付金で交付される額というものを差し引きまして、なおかつそこから、また基金繰入額を差し引いたところを予定保険料収納率で割りまして、3年間のトータルの被保険者数で割るということで計算をさせていただいております。先ほどおっしゃったとおり、3年間の均衡をとるというものですので、こういった3年間の給付費をもとに計算をしておるところでございます。

平成30年度の予算の積算につきましては、保険料収入につきましては、平成30年における補正後の第1号被保険者数の人数、これに単純に基準額を掛けて算出をしております。ただ、保険料につきましては、第1段階の方につきましては、公費による軽減がございますので、その分を差し引いたところが保険料としての積算基礎となっております。

一応収納率につきましては、100%当初では見込ませていただいております。

国県負担金等については、昨年比べて減額になっておりますけども、これは高齢者負担割合が1割ふえたという影響で、支払い基金交付金の負担割合が28%から27%に減っておるといふ部分も影響がございます。

保険給付につきましては、先ほど細田元教議員さんのほうにお答えしたような考え方で組ませ

ていただいております、29年度の6期の計画値よりは下がっておるという状況になっております。

3年間の均衡のとり方なんですけども、そういった状況で保険料のほう、30年度は組ませていただいております、30年度の支出に当たる部分、これで差し引いたところで300万程度の余剰があるということで、これは31年度以降の給付に充てるということで積み立てを行う計画としております。31年度につきましては、かなりの額が不足してくるということになりますけども、そこについては基金のほうを繰り入れて対応するということになります。ですので、基金繰り入れにつきましては、今の予定につきましては、2年目、3年目で基金を繰り入れて、3年間の均衡を保つというような計画をしておるところでございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありますか。

8番、真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） まず、この条例、介護保険条例、保険料の問題がありますが、14条の3、延滞金の納付のところで、連合長の判断によって、第14条の3、広域連合長は滞納者が滞納したことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、第1項の延滞金額を減免することができるっていうのを国の基準に基づいて入れたんだっておっしゃってましたよね。今まで入ってなかったのはなぜかということと、今回これを入れるに当たって、連合長はこの活用について考えているのかということの一つはお聞きしたいということです。

それで、今回の保険料を、2つ目の問題は、今回の保険料は、先ほどの同僚議員等が質問していたように、計算方式等、数字が示されました。確かに500円の引き上げというのは、議員の中にでも努力されたほうではないかという意見もあるのは確かです。県内全体に見ても、そんなに高いほうにいかないのではないかっていうのも、それも事実だと思うんですよ。でも、私たちは住民の、ここに住む住民の暮らしから見た場合、この介護保険料どうなのかっていうところは、やはり住民の暮らしを守る議員の立場から見たら、その検証をやっていいのではないかっていうふうに考えているわけです。

私どもはこの広域連合の介護保険条例の保険料が改定するに当たって、連合長に申し入れを行ってきたところです。内容は、少なくとも、大変だろうけども、県内一番低いという介護保険料を維持してくれないかという中身でした。内容はいろいろあると思うけれども、一般財源から何とか工面して上げることをやめてほしいという内容で、一般財源を使っても大丈夫だよではないわ、一般質問使う、使える根拠があるということを示して申し入れをさせてもらってきたところです。そういう点から見たら、私は住民の暮らしから見た場合、今回29年度の資料の中にもあ

ったように、滞納状況見ましても、結果として標準額よりも低い普通徴収の方々から滞納が出ているわけですよ。この介護保険というのは、要は所得がなくても取っていくんだという、そういうもんですよね。そういうときには、少なくとも極力負担を抑えることと同時に、所得段階ごとにはあるけれども、所得のない人からも取ってる以上は、先ほど言った14条3項の有効な活用が求められてくるというふうに思うんですが、その点、どうでしょうか。

それと、ここで連合長からは、私どもが申し入れた一般財源は、いわゆる保険財政全般の中で一般財源を入れることについては何ら国は言ってはいませんよということも指摘させてもらったのですが、その点についてどのようにお考えなのかお聞きしておきたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。値上げをしないというのが一番望ましいことは私も同様でございます。そうはしたくないという気持ちはここにいる副連合長ともども同じでございます。皆さんも同じだと思います。しかし、せっかくあるこの介護保険という制度自体を維持、存続させるということも一つ、先ほども真壁議員が言われましたように、一般会計からといたしても、一般会計自体もそれぞれの町の暮らしや生活を守るための財源でございます。この一つの介護保険というものだけのためにあるわけじゃないわけでございまして、それに投入することによって他の不利益をこうむると、こういうバランスを考えた上で、これはできるだけ安く、できるだけ低いところで考えてこの結果に至ったと、このように思っておりますので、御理解いただきたいと思っています。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありますか。

事務局長、住田浩平君。

○事務局長（住田 浩平君） 条例の中で延滞金のことについての指摘がございました。これは町村の条例に合わせて、今回追加をさせていただいたところであります。

広域連合の実情を申し上げますと、現在のところ、延滞金自体はいただいております。現状になっております。取り扱いについては今のところそのような状況でございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 8番、真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 連合長がおっしゃるように、なるべく上げたくないというのは、副連合長も含めて同じ思いだということは、それは私もよくわかるし、恐らくここに座ってる議員も皆、同じ考えだと思うんですね。なぜかという、域内の住民の暮らしについていうのをよく見ているからです。そういう中で、連合長、今回、当日、きょう配付して下さった参考資料2というのには介護保険料段階別滞納者数というのが出てきてるわけなんですよ。ここを見ると、

第1段階で28件ですよ、第1段階っていうのは0.5の負担です。でも、見たらわかるように、要はお金の使い方ではなくて、圧倒的に所得が低いしは所得がない段階の方々からも取っているわけですよ。こういうことを考えた場合、年金1万5,000円以下の方の分ですよ。どなたか家族と一緒にいる人が賄うか何かしなければなかなか払える金額ではないっていうのはわかると思うんですよ。本来であれば取るべきような税金を、いわゆる所得税非課税、住民税非課税のところは税金取るべきところでないところにまで課していったるものですからこのような状態が起こってくると思うんですよ。だからこそ、私たちも言うのですが、先ほどの延滞金だけではなくて、今回こういうふうに、いわゆる延滞したの方々についての、いわゆる所得が低くて払えないという問題ですね。そういうことについて何らかの対応をしていくつもりはないかっていう点についてどうなんでしょうか。

それと、同時に、このような事態を考えた場合、どのような手を打つか、何が何でも滞納金をもらっていくのだということではなくて、10段階に、所得ごとにあるんだけど、所得が著しく減った場合とか、何らかの形での減免事項を設けるべきではないかという点についてどうにお考えでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。これは保険制度であるわけですし、今、真壁議員の言われることも気持ちの上ではよくわかりますが、保険制度を運営していくという観点からすれば、この10階層にふやしたものをさらに階層を細かくして一番低位の方の負担を減らすのか、そういうような方法しかないと思います。しかし、この広域連合内の所得の中で、都会部や大きな企業等がたくさん乱立する、非常に高所得者のたくさんおられるようなところであれば、階層を多くして高い所得をたくさん持っておられる高齢者の方からしっかり負担をいただくということで低所得者をカバーすることはできますが、当広域連合内ではなかなかそういうことにならないというぐあいに事務局のほうからも聞いてます。決して低所得者からどんどん取れということではありませんけども、保険制度としては必ず御負担をいただければならないという、この仕組みになってるということを御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 8番、真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） だとすれば、連合長、この保険運営をしていけばっていうこととこの介護保険制度を見た場合は、いわゆるサービス量がふえた、給付費がふえたら保険料は上がることになっているわけなんです。それも、何もしなくても、第1号被保険者の負担割合というのは1%ずつ上がっていきますから、これは人数がふえるから当然だっていうんだけど、その

ことも大きく響いていることを考えたら、私は多くの町村の方々も思ってると思うんですけども、もう限界に来ているんじゃないかって思うんですよね。それはどこで負担していくかっていったら、あとは保険料に掛けるか、保険料に掛けてどんとふやすのか、サービスを減らしていくのか、これどっちもちょっとしにくいですよ。だとすれば、どっかからお金持ってきて、町村から出ないんであれば国、県に求めていくっていうことを言っていかなきゃならないんじゃないかと思うんですよ。

私は今回500円引き上げに当たって、住民に負担増をしていくことを今回、多数で決まっていこうと思うんですけども、決めていくのであれば、今後の対策として、2025年見越して8,800円だかになるってような介護保険料をそのまま見ていくという、私、首長等の姿勢は住民は許さんと思うんですよ。そういう点から見たら、やはり調整交付金のインセンティブ等しないで、その分をそっくり5%上乘せして国に出しなさいって言うていこうとか、そういうことを広域連合として意見を上げていくべきではないかということ、それをちゃんと言ってほしいんですよ。上げます、このままやったら上げていきます、国からはこういう制度なので今後も上がりますよって言うてるのと同じことですよ。そういう点について、連合長、どんなふうに考えますか。

それと同時に、2つ目に言った減免制度を設けて、何らかの形で相談に乗ること、少なくとも滞納を出さないためには、払うのが厳しいんだって言うてきた人の窓口をつくって、そこへの救済策をとっていくこと、これはすべきではないかという点についてどのようにお考えですか。

○議長（秦 伊知郎君） 連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。真壁議員の今言われましたことは、まさにこの介護保険の制度設計の根幹にかかわることでございますので、これについて、厚労省のほうの、これまで私が聞いたところを申し上げますと、既にもう厚労省のほうは2025年、今、間近に迎えようとしてますが、次の2040年、いわゆる団塊世代が90歳、非常にたくさんのお金と、それから死亡年齢に達していきだろうというところをどのようにすり合わせて次の社会にこの保険制度をつなげていくのかということはどうも考えてるようでございます。国の財源だとか、そういうことも含めながらでございますけれども、その一つとして、今、この地域包括ケアシステムというものをさらに地域の中で実効あるものにするということが今の一番の自治体としては課題ではないかと思っております。それは、ここに生きて、ここで死んでいく皆さんが尊厳ある人間として最期を全うできるような、そういう生き方、死に方の問題にもかかわってくると思います。町としましては、各この構成町村としては、そういうところをどういいうぐあいに皆さん

と共通認識をしながら、介護も大事ですけれども、最期の、やはり亡くなり方だとか、そういうことはとても大事だと思います。きょうの提案にありましたように、おひとり暮らしは大変ふえています。そういう中で、これはどこまでいっても介護サービスで支え切れません。地域の中の隣近所の支え合いだとか、そういう中でこれはしっかり守りながら、いい人生だったなと思って亡くなっていただけるような、そういう地域社会、町村をつくっていかなければならないと、このように思っています。そのための介護保険でございますので、介護保険のこれからの深化を待ちたいと思っています。

減免につきましては、その実態について私も勉強不足でございますけれども、その窓口のあり方や、それによってどのような対応ができるのかというものも考慮していかなくちゃなりませんけれども、現在でも十分な配慮をしながらの今の数字ではないかと、このように私は思っています。実態につきましては、私のほうも勉強させていただくということで答弁とさせていただきます。

○議長（秦 伊知郎君） 篠原天君。

○議員（5番 篠原 天君） 私、条例の20条関係の改正についてお伺いしたいと思います。

市町村の質問権限、調査権の拡大ということで、これ保険者が市町村ではなく、我々広域連合ですので、広域連合の質問調査権が従来よりも拡大をして、1号被保険者の配偶者あるいは世帯主さん等々に拡大していくということでございますが、この調査権の拡大を主体的に保険者としてどのように活用をし、今後の介護保険の運営にどのような影響が想定されるのかという点について御説明をいただきたいという点が1点と、それから、この調査権の拡大が場合によっては10万円以下の過料を伴う調査権でございます、この対象の拡大に伴いまして、この対象の拡大された方を中心にどのような周知をお考えか、以上、2点についてお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 事務局長、住田浩平君。

○事務局長（住田 浩平君） 事務局長でございます。このたびの法改正に伴います質問調査権の拡大の部分についてでございますけれども、国から提供されている資料についてちょっと読ませていただきますけれども、このたびの改正につきましては、まず1点目として、法定時から第2号被保険者自体のサービス利用も増加しているとともに、類似の制度改正により、配偶者や世帯主の所得をサービス利用に当たって把握する必要性が高まってきており、第2号被保険者の配偶者や世帯主の所得等を把握する必要性も増してきていること。2点目といたしまして、情報提供ネットワークシステムを介した地方税関係情報の照会については、地方税法に基づく守秘義務との関係上、情報照会を行う事務の根拠法令に照会対象者に対する質問調査権及びそれに応じない場合

の担保措置、罰則等ですね、これがあることが必要とされていることということを踏まえての改正でございます。

この質問調査権等の行使につきましては、広域連合発足当時から今のところ被保険者に対するものというのは実行されておられませんし、こういった過料を科したということもございません。今後につきましては、どのような状況になるかというのはわかりませんが、今までの状況を考えますと、こういった状況にはなかなか至らないのではないかとというふうに考えております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありますか。

5 番、篠原天君。

○議員（5 番 篠原 天君） もう1点お聞きしてと思うんですけども、実態としてそういうような対象になった事例はないということでお伺いしておりますが、ただ、過料を伴う調査権の拡大に伴って、その調査対象になる方が拡大していくということであれば一定の周知等は必要ではないかなというふうに考えるわけでございます。この点についてはいかがでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 事務局長、住田浩平君。

○事務局長（住田 浩平君） 事務局長でございます。これにつきましては、ちょっと検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにございますか。

4 番、景山浩君。

○議員（4 番 景山 浩君） 4 番、景山です。第1号被保険者の保険料、各10段階ということで御説明を受けました。これで負担割合が0.5、0.75等々で総額の保険料というものがシミュレーションされてるというふうに思います。ここの中の対象者の所得ということで公的年金というものが入ってるんですけども、第1号被保険者になられる65歳のあたりで、これから多分女性の就業率が上がっていった時代で、厚生年金保険の受給者の割合というものはふえていく傾向にあるのではないかなと思うんですが、今現在でそういった予兆というか、傾向というのが見えるものなんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 事務局長、住田浩平君。

○事務局長（住田 浩平君） 事務局長でございます。所得段階の話なんですけども、これにつきましては、調整交付金ともちょっとリンクしてくる部分がございます。第7期の保険料の推計をさせていただきましたときに、全国との乖離というところが所得段階の加入割合補正係数というところではかれる部分があるんですけども、そこで見ますと、1%を超えている、若干超えてい

る状況となってきましたので、全国平均レベルよりは若干大きくなってきておるのではないかなというところが先ほど言われたような影響にもあるというふうに考えておるところでございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありますか。

2番、山路有君。

○議員（2番 山路 有君） 2番、山路です。先ほど同僚議員のほうからも質問がありましたけども、議案の2号と7号が私も重複する部分があるので、総括的なところで、今、連合長の話も聞く中ですが、その前に、私は、今回の保険料は本当に連合長並びに事務局の努力を評価するものですが、ただ、この保険料が県下でも、何ていうですか、低いほうで、第7期も推移するということなんですけど、ここ、第5期、第6期とちょっといろいろ資料を見ておると、例えば要支援1、2のサービスが給付から外されていくとか、もろもろそうした軽度の方のサービス給付が外されていくという状況があるかなというふうに思っております。総括的ですので、今後、私、今2025年の話も出たところなんですけども、どうしても軽度のほうを給付から外していかざるを得ない、そういう状況が生まれてくるのかなということを一回、連合長にこういう場で聞いておきたいなというふうに思って質問したところです。よろしくをお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。現在のところは、総合事業は介護保険が給付水準をこのまま、前回同様負ってきてますので、総額的には、これは介護保険料の中で見てるといぐあいに見ていただいていると思いますけれども、山路議員が言われるのは、それよりこれから先々のことだろうと思います。おっしゃるとおり、要支援の方たちっていうのをどう考えるのかだと思います。少し高齢になって体が弱ってきた、このあたりのところから、やはり行政としても、地域の中でいろいろな取り組みということを通じながら支えていくということに大きくシフトしていかないといけないといぐあいに思ってます。既にそういうことの取り組みが各町村の中でも進んでるといぐあいに思ってますので、これをさらに進めながら、できるだけその虚弱というものを抑える、おくらせるということが大事だろうと思っております。

一方で、地域の中での支え合いというのは必ずこれもまた必要なわけですし、先ほども議員の御質問にお答えしましたが、この両面で、個人の健康に対する取り組みと地域での支え合いというものを両方から進めることによって、ぴんぴんころりという言い方は失礼かもしれませんが、ぜひそういう社会と、先ほど言いました、尊厳ある亡くなり方というものを行政としても求めていかなければならない時代に来たのではないかなと、このように思っております。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありますか。

2番、山路有君。

○議員（2番 山路 有君） どうもありがとうございます。

それで、実を言うと私、1月ですね、防災士の資格取りに行きまして、無事、防災士の資格取って帰ったところですけども、その中でも、やはり連合長が言われるように、自助、共助ってというのが今後ますます防災においても、何ていうですかね、高齢者の見守りとか、そういうことに対しても、そうした自助、共助というのが大切になるなというふうには思っておりますけど、そういう自助、共助というような部分は、連合では働きかけているのですか、逆に言ったら。そういうことはされないのかなというやな気がしておりますけども、そのあたりはどうでしょう。

○議長（秦 伊知郎君） 連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。近い町同士でございますので、先々はわかりませんが、現在は、それぞれの町のこれは保健行政、予防行政に非常に大きくかかわるところでもありますので、今、それぞれの町の中でこれまでやってきた予防業務、社会参加であったり、虚弱をおくらせるということであったり、重度化を抑えるということであったり、ということは今でもこの保健行政とやってきてます。いわゆる各市町村のその取り組みの真価というものもがまずベースにあって、それでもこれはやはり共同でやっていく必要があるだろうといったときに、次の段階になろうというぐあいだと思います。私は、こういうものというのはできるだけ小さいほうが効果が上がるし、言ってみれば、各集落であったり、そういうところで取り組んでいったほうが効果が上がるというぐあいになってまして、今後ともまた勉強が必要でしょうけれども、そういう小さな中での取り組みをたくさんふやしていくという方向が望ましいのではないかとこのぐあいには思っているところでございます。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありませんか。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 最後、1点だけお願いいたします。条例に関連して、今ある真壁議員等から低所得者さん等々の云々の話がありましたが、資料の中の59ページにそれがちょっと具体的に文章で書いてあるんですけども、このことでお聞きします。

低所得者等への負担軽減についてですが、最後のくだんに、今後の社会情勢の変化によって新たに低所得者等が発生した場合にも、速やかに軽減対策を検討していきますっていう項目がありまして、確かに今後、これはどのようなことを想定されてこういうことを書かれたのかなと思っておりますが、ちょっとその点をお願いいたします。これがさっきの条例の何条だったかな、町

長の裁量にもあるのかなと思ったりしたんですけど。

○議長（秦 伊知郎君） 事務局長、住田浩平君。

○事務局長（住田 浩平君） 事務局長でございます。これにつきましては、従前ありました非自発的失業ですとか、そういった関係で国のほうが対策を打ってきた場合に、それに同調して、介護保険の分野でできるような軽減措置を行っていくというような考え方で記載をしておるところでございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次に行きます。議案第3号、南部箕蚊屋広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正について、質疑ありますか。

8番、真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） この共生型地域密着型通所介護が創設されるということは、この地域密着型サービスを使ってる方が利用するのか、それとも、これがいわゆる、この通所介護の場所が、受け入れるところがふえるというふうに見ていいわけですか、その点のちょっと説明をしてください。

○議長（秦 伊知郎君） 事務局長、住田浩平君。

○事務局長（住田 浩平君） 事務局長でございます。これにつきましては、今般の法改正で共生型社会の実現に向けてということで、障害の制度の中でのサービスで、提供されている事業所が介護保険のサービスを提供する場合に、そういった指定を受けやすくするというものでございます。

今、広域連合管内で見ますと、南部町でいいますと、やまと園ですとか祥福園っていうところがありますし、日吉津村でもいちごの広場っていうところがあるというふうには認識をしております。

広域連合といたしましても、そういった事業所がこのたびの法改正に伴いまして、介護保険の事業者指定を受ける意向があるかどうかというところの確認をさせていただいたところでありまして、祥福園のほうは、検討をしておるといような回答をいただいておりますけれども、そのほかのところにつきましては、今のところ検討はないという状況でございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 8番、真壁容子君。

○議員（８番 真壁 容子君） 法に基づいて共生型社会の実現としたと思うんですけども、だとすれば、ここを使う障害者の方々は、当然介護保険の対象になってくるわけですよね、そういうことですが。とすれば、国はしきりに介護保険を優先させろってなこと言ってるんですけども、とすれば、ここで生じてくる障害者の支援事業と、この共生型地域密着型介護保険使った場合、負担がふえるっていうこと生じないか。もし負担がふえるとすれば、それを見逃したらいけないんじゃないかと思うんですけども、それに対する対応を考えないといけないのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 少し待ってください。（サイレン吹鳴）

事務局長、住田浩平君。

○事務局長（住田 浩平君） 事務局長でございます。介護保険制度外の部分になる部分もございますので、詳しくは承知をしておらないところもありますが、障害者福祉制度の中で、そういった障害から介護に移行してきた方についての負担軽減策が新たにつくられたというふうに聞いておりますので、そういったことで対応がなされるものと考えております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありますか。

〔質疑なし〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。議案第４号、平成２９年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第２号）、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） ありませんね。（発言する者あり）いいですか。

じゃあ、次、行きます。議案第５号、平成２９年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第２号）、質疑ありませんか。

８番、真壁容子君。

○議員（８番 真壁 容子君） ２９年度の補正予算のほうですよ。

○議長（秦 伊知郎君） 特別会計です。

○議員（８番 真壁 容子君） 特別会計あります、申しわけないです、済みません。私、条例全部行くんかと思って準備しとった。順番が違いました、申しわけございません。

１つ、この補正予算に関連してお聞きしたいのは、説明資料の１のところの８ページを、いわゆる介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況なんですね。これを、この２の表なんですけど、事業費対する（参考）予算額に対して数字が違ってんの、これは１２月３１日までと全体の予算なのかなというふうに思ってるんですけども、それにしても、うん、そのことが聞きたかった

のね。それにしても、この予算額に対して減っていいのかなって感じがするんですよ。なぜ、そういうことを聞くかという、今回の補正予算では約7,000万の支給が、先ほどの議員も言っていましたけども、給付費が減っているわけですよね。これに関連して聞きたいのは、7,000万近く減ってきている中に、この介護予防・生活支援サービス事業が、いわゆる総合事業に移行したことによる財政的なことが、影響がどれくらいあるかっていうことを聞きたいんですけども、この8ページの表を見ながらちょっと説明していただけないかというのが一つです。よろしくをお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 事務局長、住田浩平君。

○事務局長（住田 浩平君） 特別会計の補正予算についてでございますけども、総合事業への移行の影響についての話もありましたので、ちょっとお話をさせていただきますと、28年度と29年度の現時点での比較ということでお話をさせていただきたいと思っておりますけども、訪問型の事業につきましては、対前年同月比で137.9%とふえてきております。通所型のサービスにつきましては78.6%と若干減ってきております。また、計画作成費につきましてはの比較では93.6%と、これも減ってきておる。給付から総合事業、移行した分を両方足したところでの比較でございますので、そういった動きはあります。これにつきましては、人数の変動に伴うものでないのかというふうに事務局のほうでは見ておるところでございます。

資料1の8ページに上げております予算額につきましては、補正前の総合事業に係る予算額でございます。全体的な予算額としましては5,900万程度、地域支援事業の中の総合事業に係る予算としては考えておるところでございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありますか。

8番、真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 局長、申しわけない。これ補正予算やから、ここで聞くしかないから聞くんだけど、先ほどの8ページの分についていえば、事業費と参考の予算額というのは、平成29年度の予算全体なんですか。先ほど言った、補正をって言うてましたが、その意味がちょっとよくわからない。それに対して、この事業費は何カ月分を組んでるんですか、それがちょっと知りたいんですよ、それ、ちょっと意味がわからない、この表の見方の意味が、余りにも数字が違い過ぎてから。（発言する者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 休憩いたします。

午前11時35分休憩

午前11時36分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

事務局長、住田浩平君。

○事務局長（住田 浩平君） 事務局長でございます。資料1の8ページの事業費につきましては、本年29年4月から12月末に支給を決定しておる部分ということでございます。先ほど言いました、ここに書いてある参考の予算額っていうのは補正前の額、当初予算ベースの額ということで記載をしてあります。総合事業の費用としましては、介護予防・生活支援サービス事業費のほかに、一般介護予防事業費も含まれてきます。その総額として、補正後の予算ベースとしては5,900万程度を見込んでおるといってございまして。

○議長（秦 伊知郎君） 8番、真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） その意味がわかりました。とすれば、この12月末の事業費は予算額に対して順調に進んでいるということなんでしょうか。よそを見たら、執行率が60何%と書いてあったんですけども、私は減ってきてるんじゃないかなって見るんですけど、この進捗状況についてはどんなふうに見てる、先ほどの、人数の減とか言ってましたが、どれぐらい減りそうだっていうふうに見込んでるわけですか。

○議長（秦 伊知郎君） 事務局長、住田浩平君。

○事務局長（住田 浩平君） 事務局長でございます。減る部分に関しましては、資料5の7ページのほうに記載をしておりますけども、済みません、資料5の9ページ、こちらのほうで地域支援事業費の補正予算についての説明書きをしておりますけども……（「どこにある」と呼ぶ者あり）資料5の9ページですね。

補正としては、182万7,000円を減額するっていうことを考えております。この総合事業の費用ですけども、総合事業開始前年度の実績をもとに上限が決められておまして、29年度につきましても、その上限枠をいっぱいとれるところで費用を見込んでおるところでございます。その上限をもとに、広域連合のほうから支払いを行う部分、それと構成町村に委託をして行う一般介護予防事業費を見ておりますので、その中で全体の調整をさせていただいておるといことは、介護予防・生活支援サービス事業費で減った分を、一般介護予防事業費のほうに増額して振り分けるといような処理をこのたびさせていただいておるところでございます。

費用につきましては、先ほど言いましたように、訪問系サービスにつきましては伸びてきている状況でございますけども、通所系につきましては、昨年度よりは比較すると若干減ってきておるといところでございます。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありますか。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 今の若干関連しますが、さっきの資料1の8ページのところで、要は、日常生活支援総合事業、これは今伸び率は、前年度の実績に基づいて後期高齢の伸び率と勘案して、今度はされると思いますけども、29年度については大体何%、これが使われておられるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 事務局長、住田浩平君。

○事務局長（住田 浩平君） 事務局長でございます。地域支援事業費として給付費の何%かというところでよろしいでしょうか。

○議員（9番 細田 元教君） そうそう。

○事務局長（住田 浩平君） これにつきましては、2.1%。

○議員（9番 細田 元教君） 2.1。

○事務局長（住田 浩平君） はい。いう計算になっております。ただ、総合事業開始になりますと、地域支援事業の上限枠の計算方法が従前とは異なってまいりますので、先ほど言いましたように総合事業開始の前年度、27年度の実績をもとに、そこから高齢者の伸び率を掛けて、今度は上限が設定されてくることになります。ただ、移行期間の27年度から29年度につきましては特例措置というものがございまして、それに10%の上乗せっていうものがあります。そうしたところで計算をしたところでの29年度の見込みとしては、上限額としては5,900万程度あるということでございます。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次に行きます。議案第6号、平成30年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算に対して、総括的な質疑はありますか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） じゃあ、次、行きます。議案第7号、平成30年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算、質疑ありますか。

3番、井藤稔君。

○議員（3番 井藤 稔君） 3番、井藤でございます。3点ほど質疑をさせていただきたいと思っております。多分に6次計画の結果を検証されて、第7次計画で各種施策等に取り入れられと思うわけですが、そういう観点で3点ほどちょっとお聞きしたいと思います。

まず1点が、基金の運用の関係です。各年度の余剰金つつたらおかしいかもしれませんが、そういうのを基金組み入れしておいて、事業の計画に活用していくということで伺ってるわけですが、この基金の今後の推移、運用等について、どのような見通しを持っておられるのでしょうか、どうでしょうかというのが1点であります。

それから、2点目が利用の多いサービスへの対応であります。これを、いただいた資料を見ますと、本当に、28年度の実績と比べて29年度が300%というやな、3倍ぐらいになっような必要経費があります。例えば訪問介護、訪問入浴介護と、非常に需要が伸びるとということになろうかと思うんですけど、このあたりへの増加するサービスへの今後の対応方針等について、もし、あるいは7次の中で生かされてる部分がありましたら、ちょっと簡単で結構ですので、御説明いただきたいと思います。

それから、3点目は、いわゆる家族の支援関係について伺いたいと思います。これにつきましては、私も以前、一般質問で非常に質問させていただいたことがあるんですけども、公的介護っちゅういいですか、公的支援、それから地域でのいわゆる支援、地域包括支援センターを中心とするというふうに言ったがわかりやすいのでしょうか。これとあわせて、もう一つの柱はやっぱり家族支援が必要じゃないだろうかという感じを私は思っております。先ほど連合長からの話でもひとり暮らしが非常に多くなるとか、それから老老介護も多くなっております。こういう中であって、やはり悲惨な事件、事故も発生しとるわけでありまして、このあたりについて、支援について、7次計画の中で何か生かされてる部分があるのでしょうか、どうでしょうか、あるいは今後の方針等についてありましたら伺いたいと思います。

以上、3点でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 事務局長、住田浩平君。

○事務局長（住田 浩平君） 事務局長でございます。先ほど3点御質問いただきました。

まず、基金の運用に関してでございますけども、先ほども説明いたしましたとおり、3年間の均衡を保つところで保険料設定をさせていただいておるところでございます。そのために今、第6期末現在で残っておる基金については、全額をこの期に投入するという考えでございます。ですので、運用としましては、先ほど説明いたしましたとおり、2年目、3年目で繰り入れを行って、計画上は、最終年度は基金はゼロ円となるような見込みで計画を立てておるところでございます。

それと、増加するサービスへの対応ということで、先ほど何点かのサービスについてお話がありましたけども、数が、もともとの分母が少ないものにつきましては、1人ふえただけでもかな

りな増加量を示すところでありまして、特に今、訪問入浴につきましては、そういった数字を示しているところでございます。7期へ向けてのサービス量の見込みを考えましたときに、近年の増加傾向、減少傾向等のありますけれども、基本的にはおおむね伸びていくような推計をさせていただいております。また、特に施設サービスにつきましては、かなり変動があるものではございますけれども、今後の需要に備えて、ある程度のプラスを見込んで計画のほうは立てておるところでございます。

それと、家族への支援というところにつきまして、広域連合で行う部分、それと構成町村のほうで行っていただく部分というところが分かれてくるところがありますけれども、第7期で予定しておりますものにつきましては、予算説明の中にもありましたけれども、認知症の初期集中支援事業ということで、今後増加するであろうと言われております認知症の方への対応、また、それを介護されておられます家族への対応というところをやっていきたいというふうに考えておりますし、介護離職の問題も絡めまして、相談体制の充実というところが求められております。包括支援センターのほうでも、そういった声に応じていくように、これから指導を行っていきたいというふうに思っておりますし、それぞれの町村におきます家族会等の取り組みも今後充実していただきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありますか。

〔質疑なし〕

○議長（秦 伊知郎君） 次に行きます。議案第8号、南部箕蚊屋広域連合広域計画の一部変更について、質疑ありませんか。

8番、真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 申しわけございません。ここは、先ほど説明は県の方で聞いたんです。ちょっと先ほどの条例のところで言いそびれたので、このところで求めたいと思うものがあります。

実は、先ほど条例でありました、この、議案第8号は広域連合広域計画の一部変更の内容が居宅介護支援事業等の指定権限の問題ですが、議案の第1号に、南部広域連合の指定居宅介護支援等の条例制定が出ました。

議長、委員会にこの指定居宅介護支援の事業者、それから、もう一つある居宅介護予防、介護支援の事業者について資料を出していただきたい。それで、できたら、全体にあって無理だと思いますが、どこか、1カ月を決めて結構ですから、双方のいわゆる事業者が居宅事業でどれだけの人たちを受け入れているのかっていうのを1カ月で結構ですから、それを知りたいので、そう

いう資料を出していただけないでしょうか、議長。

○議長（秦 伊知郎君） 事務局長、今、議員が言われた資料が出ますか。

じゃあ、出させますので、よろしくお願いします。

○議員（8番 真壁 容子君） お願いします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。議案第9号、鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） お諮りいたします。議案第6号、平成30年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算及び議案第7号、平成30年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算、これにつきましては、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しております議案付託事件表のとおり総務民生常任委員会へ付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、以上の議案につきましては、総務民生常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。ここで暫時休憩をとりたいと思います。再開の目安を午後2時、14時といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） それでは、休憩いたしますので、よろしくお願いいたします。

午前11時50分休憩

午後 2時10分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

日程第14 広域連合行政に対する一般質問

○議長（秦 伊知郎君） 日程第14、広域連合行政に対する一般質問を行います。

なお、議員の質問時間と執行部の答弁時間を合わせて時間が1時間である総合時間制をとっておりますので、守っていただきますようお願いいたします。

8番、真壁容子君の質問を許します。

真壁容子君。

○議員（８番 真壁 容子君） ただいまより一般質問をいたします。答弁をよろしく願いいたします。

私は、今回の質問は、改定介護保険法からの影響を問う中身になっています。新総合事業、それと地域包括システムの取り組みについて、大きく２つの柱で問っていく予定です。よろしくお願いいたします。

介護保険制度は、この間大きく変わってきました。２０１４年、医療介護総合確保法、さらに、昨年の地域包括ケアシステム強化法、これらがありますが、この中での影響と新総合事業、地域包括システムの取り組み、ここを問うていきたいと考えています。

安倍政権の社会保障改革の中でも、最も大幅な給付抑制が断行されているのが介護保険制度改革だと言われてきています。今回の予防給付の見直し、保険給付から自治体の事業に移すこと、費用負担の見直しなどですが、そもそも介護保険の導入目的は何であったかを考えざるを得ませんでした。介護保険の導入の意義は何であったのでしょうか。介護保険法第１条は、その目的を、加齢に伴って生じる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うことで、国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることと謳ってきています。

２０００年４月から始まった介護保険法ですが、発足当時は、これまで家族介護に依存してきた日本の介護保障制度が大きく転換され、介護の社会化が達成されるというバラ色のイメージで語られていました。介護を担ってきた女性が介護労働から解放されると言っていた評論家もいました。この町でも私たちは介護保険を考える会をつくって、連合長にもさまざまな要求を出してきたこともありました。しかし、この制度の現状はどうであったのでしょうか。少なくとも、改めて介護保険法を読む限り、介護の社会化という言葉は目的条項にも載っていませんでした。介護保険の給付水準は、在宅のひとり暮らしの要介護者に２４時間介護を保障するにはほど遠いものであり、明らかに家族介護を前提としています。

また、介護保険の給付には要介護ごとに給付限度額が設定されており、それを超えると保険がきかず、全額自己負担になってしまうという制度です。例えば最重度の要介護度５の方の支給限度額は月約３６万円とすると、この方が身体介護の訪問介護を受けると、単価が４５分で約４,０００円ですか、１日２時間１５分の利用で１万２,０００円、３０日、１カ月利用で３６万円出し

てしまいます。24時間のうちたったの2時間15分、残りの時間は一体誰が介護するのでしょうか。不足分を全額自費で支えるというこの制度、お金が払える人でないと在宅介護は無理だというのがこの制度ではなかったでしょうか。

このように、介護保険制度のもとでは家族介護者の負担は依然として重く、介護保険が始まって4年たった2004年度からの統計しかないのですが、ここで見ると、年間、今でも10万人以上の方が親族の介護を理由に離職してきている現実、また親族の介護を苦しめた介護心中や介護殺人事件が2006年以降、毎年50件以上起きてきているというのが現状です。介護保険料負担に加え、サービス利用の際の1割負担、支給限度額を超えると全額自己負担のために低所得者ほど介護保険サービスの利用を控え、家族介護への依存が高まっているのが現状ではないでしょうか。

介護の社会化が実現したのは一部の富裕層にすぎない。発足時、プラザ西伯で樋口恵子さんを招いて行った介護保険のシンポジウム、この中でも龍谷大学の先生がおっしゃっていましたが、介護保険は小金持ちと中間サラリーマン層のためにあると言ってきたことが頭から離れていません。だとすれば、この介護保険の本当の導入の狙いは何だったのだというのでしょうか。私は、第1には、やはり厚生労働省の言っている医療費、正確には高齢者医療費の抑制と介護保険による医療の安上がり代替、2つ目には、それまでの福祉措置制度から給付、契約方式、そして何よりも応益負担の社会保険方式に転換したことではないでしょうか。そういう意味では、介護の社会化というより、よく言われている介護の商品化というほうが適切だったということだと思わざるを得ません。

確かに、介護保険制度の導入で全国的には在宅事業に多くの株式会社が参入し、供給量の増大が図られました。本来、介護職員に配分されるべき介護報酬、介護報酬といっても、もとは国民から払う保険料や税金ですが、株式会社であれば、株主等への優先的に利益が配分されるため、企業参入に依存した介護保険制度のもとでどのようなことが起こってきたかということ、介護職員の労働条件の急速な悪化、その中で起こっているのが現在の深刻な人材不足なんだと言わなければなりません。厚生労働省は、2025年までに介護職員を100万人ふやす、このように言っていますが、見通しが全く立っていないということは、私たちの周りの現状を見ても明らかなことです。

また、在宅介護だと支給限度額を超えると全額自己負担になることから、私たちの周りでも施設介護の要望がたくさん出ています。24時間365日の介護を保証される介護保険施設への入所希望が多くなるのは当然です。残念ながら、この中でも一番希望の多い特別養護老人ホーム、

待機者が全国で約52万人、厚生労働省はなかなかこれをとらないので、2014年の資料しかありませんが、その時点でも全国でも約52万人の方が待っている。それもそのはずで、施設については株式会社の参入が認められないことから、供給量の増大が図られていないことが大きな原因、最も大きな原因は、自治体が建てようと思っても、国庫補助の廃止で一般財源化をしてしまい、国の負担を減らして建てようとする自治体に多大な負担をさせることになってくる。このような中から、特別養護老人ホームの建設の抑制の結果がこの事態を招いてきているのは明らかではないでしょうか。

一方で、サ高住と言われているサービス付き高齢者住宅の建設、これを厚生労働省が進めていますが、計算してみると、家賃、共益費、食費に加え、サービスの利用を含めると月20万を下らない、この自己負担がかかると言われています。私たちの近くの高齢者、介護が必要な方を見ても住民税非課税の方が多い。このような所得の方々が入所できる負担水準でないことは明らかではないでしょうか。結果として行き場を失う低所得の高齢者がふえてきているというのが実態です。

残念ながら、午前中の連合長の話の中でも、このような中でどのようなことが起きるかという、介護保険に頼らない助け合いで、近所の助け合いで乗り越えていこう、これがなされてくるのが地域包括ケアの取り組みだと言わざるを得ません。そういうことを考えると、今回の介護保険法の改定から一体どのようになろうとしているのか、私は、少なくとも介護保険法本来の立場をしっかりと堅持し、住民の介護を受ける権利、人間らしく生きる保障を守るためにも、新総合事業と地域包括システムの取り組みを問いたいと思うんです。

まず1点目には、予防給付の改定介護保険法では予防給付、これの2つの事業が総合事業にかわることになりました。予防給付の見直しで給付費の変化はあるのでしょうか、問います。

2つ目には、特養ホームの入所者、待機者が要介護3以上だというふうに範囲が狭められました。今回、特養ホーム入所者、待機者の要介護度別人数を求め、要介護度2以下の待機者に対する対応を問います。これについては事務局のほうから資料が出ています。人数は把握しておりますので、ここで求めている要介護度2以下の待機者に対する対応を問います。

3点目、費用負担の見直しの対象者と影響額を問います。費用負担の見直しでは、利用者負担増と補足給付があります。これについての対象者数と広域連合内での影響額を問います。

第2点目、新総合事業を問います。広域連合内での要支援者サービス移行の現状を問い、今回の要求としては、多様なサービスについてどのようにしていくかということについて、連合長の考え方を問います。

2点目には、単価の切り下げを行わないこと。これは、現在は単価の切り下げは行っていませんが、これを続行することを求めます。

3つ目、今回、介護保険を受けるに当たっては、全国的には基本チェックリストで水際作戦がとられているという声もあります。当連合では基本チェックリストをどのように扱い、要介護認定の扱いをどのようにしているのか、チェックリストで、水際作戦で追い払っていくことはないのかということをお聞きます。

4点目、新総合事業の財源についてお聞きます。

3点目、地域包括システムの取り組みをお聞きます。地域包括システムの取り組みの大きな目標に4つが掲げられています。それぞれの現状と課題をお聞きます。

まず第1点目、在宅医療・介護連携の推進と言っていますが、これは現状ではどう考えており、どのような課題があると考えているのでしょうか。

2点目も同様です。認知症施策の推進。

第3点目、地域ケア会議の推進。これは、地域ケア会議がともすれば卒業等を目標にして、地域ケア会議で介護者をふるい分けてるところがあるのではないのかというのが全国で指摘されているところですが、当連合の地域ケア会議の構成はどうなっているのか、介護保険を利用している方々の声が反映できていけるような会議になっているのかということも含めて、お答えください。

4点目、生活支援サービスの充実強化。ここでは連合長も言っていたいわゆる地域での助け合いのボランティア、これをどのようにしようとしているのかということをお聞きますので、その現状と課題についてお聞きいたします。

以上、壇上から質問し、あとは再質問させていただきます。

○議長（秦 伊知郎君） 連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） それでは、真壁議員の御質問にお答えしてまいります。

まず、予防給付の見直しの状況についてでございます。本広域連合では、平成28年4月から総合事業を開始いたしました。要支援認定の更新を迎えた方から順次、予防給付から総合事業のサービスに移行を行い、平成29年3月には全ての方の移行が完了しております。

給付費の変化はあるかということでございますが、介護保険運営状況で報告をしておりますとおり、予防給付のうち訪問介護と通所介護については、ほぼ全額が減少し、その分、総合事業のサービス事業費がふえている状況でございます。

参考までに申し上げますと、予防給付と総合事業の費用を合計した場合の前年同期比較では、訪問介護が137.9%、通所介護が78.6%となっております。

総合事業における予防給付に相当するサービスの単価については、月額単価から1回当たりの単価に変更しておりますが、国が定める額と同額としておりますので、この費用額の変動については利用者の人数の増減によるものであります。

次に、特別養護老人ホームの入所者、待機者の状況についてでございます。まず、入所者の状況でございますが、平成29年12月の利用状況で申し上げますと、要介護1が1人、要介護2が4人、要介護3が19人、要介護4が58人、要介護5が86人となっております。要介護2以下の入所者のうち3人は平成27年4月の制度改正前からの入所者で、2人は入所後の更新認定で介護度が2に下がった方でございます。

次に、待機者の状況でございますが、参考資料として本日お配りしておりますが、県が実施した平成29年4月1日時点の状況として、在宅で待機されている方が34人おられます。そのうち要介護2以下が2人、要介護3が16人、要介護4が8人、要介護5が7人、その他、認定が切れている方が1人となっております。

要介護度2以下の待機者に対して、現在のところ特に対応していることはございませんが、特例入所について施設側から意見を求められた場合においては、個人の状況をきちんと見させていただいた上で、保険者としての意見を出しているところでございます。これまで2件の意見照会があり、いずれも特例入所に該当する旨の意見を通知しております。

次に、費用負担の見直しの対象者数と影響額についてでございます。2割負担の状況でございますが、平成29年12月末時点で負担割合が2割の方の人数は88人で、要介護認定者の5.2%となっております。影響額としては、平成29年11月サービス提供分で約94万円でございますので、年間では約1,000万円程度になります。

平成30年8月から導入される3割負担については、国が示しております基準によると、合計所得金額が220万円以上かつ年金収入とその他合計所得金額を足した額が、単身の場合は340万円以上、夫婦世帯の場合は463万円以上の方が該当となります。この条件で試算してみると、平成29年12月末時点での要介護認定者のうち25人、約1.5%程度の方が3割負担の該当になるものと思われま。3割負担の影響額については、介護保険事業計画にも記載しておりますが、平成30年度で約74万8,000円、平成31年度で約114万7,000円、平成32年度で約117万8,000円を見込んでいます。

次に、補足給付の状況でございますが、平成29年度の負担限度額認定申請者数は、平成30年1月末時点で333人となっております。このうち配偶者の課税状況により申請却下になった方が1人、預貯金額が基準額を超えたために申請却下となった方が1人となっております。

次に、新総合事業についての御質問にお答えします。まず、サービス移行の現状と多様なサービスについての考え方ということについてでございます。現在、本広域連合が行っている総合事業のサービスについては、従来の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に相当する基準に基づく内容となっており、利用者にとっては移行前と変わりはないものとなっております。多様なサービスについては、基準を緩和した訪問型サービスと短期集中型の通所型サービスを実施しておりますが、基準緩和型の訪問型サービスについては現在のところ利用実績はありません。多様な主体による新たなサービスの創設については、構成町村における生活支援体制整備の取り組みとあわせて検討していくこととしております。

次に、単価についてでございますが、総合事業のサービスの単価については、国が定める単価を上限として市町村が定めることとなっております。基本的なスタンスとして従来の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に相当する基準に基づくサービス提供については、今後も国が定める額と同額としていきたいと考えています。

次に、基本チェックリストと要介護認定の扱い方についてでございます。一般的な事務の流れとして、窓口で介護保険サービスの利用について相談に来られた際は、サービスを利用される方のお体の状況や希望するサービス内容などをお伺いし、要介護認定の流れや、結果が出た後のサービス利用についての手続きについて説明をしております。お話を伺った内容から総合事業の該当であると推測される場合は、基本チェックリストによる利用を勧める場合もございますが、どちらを選択するかの最終的な判断は申請者にお任せしているところでございます。

また、第7期計画にも記載しておりますが、認定事務の簡素化・効率化の観点から、総合事業対象サービスのみを利用されている要支援者については、更新の際に本人の意向を十分に確認した上で、基本チェックリストによる対象者の確認を行っていきたいと考えております。

次に、総合事業の財源についてでございます。地域支援事業については、従来から上限額設定がされており、総合事業開始前においては、地域支援事業費全体で介護給付費見込み額の3%以内、介護予防事業については介護給付費見込み額の2%以内となっております。総合事業開始後は、原則として総合事業開始前年度の介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防支援と介護予防事業の総額に75歳以上の高齢者の伸びを掛けたものが上限とされました。本広域連合における総合事業開始前年度の総額は約6,589万6,000円であり、この額をベースに上限額が設定されております。平成29年度までは移行期間として10%上乗せの特例措置がありましたが、平成30年度以降は75歳以上の高齢者の伸び率部分が上限の伸び代となります。第7期計画においては、平成30年度で5,751万6,000円、平成31年度で5,773万8,000円、

平成32年度で5,795万9,000円を見込んでおります。本広域連合では、総合事業の費用について、総合事業の上限額の1割を均等割、残り9割を高齢者人口割として構成町村に配分しております。また、各構成町村の配分額から広域連合で支出する総合事業の費用を除いた額を一般介護予防事業の委託料として構成町村に支出しております。現在のところ、移行したサービス分の費用額としては、4,200万円程度を見込んでおり、残りの1,600万程度が構成町村への委託料となっております。今後の状況で、サービス分の費用額がふえてきた場合は、構成町村への委託額を減額することで対応していくことになると考えております。

次に、地域包括システムの取り組みについての御質問にお答えします。まず、在宅医療・介護連携の推進についてでございます。取り組みとしては、まず、国が示している8つの事業項目について、これまで各町村等で実施してきた事業で対応できるものがあるかどうか確認し、不足する部分についてどのように対応していくのか検討を行いました。また、西部圏域の自治体や県との意見交換会を定期的に開催し、共同で実施できる取り組みについて検討を行っております。広域連合としての主な取り組みとしては、在宅医療と介護保険サービスが連携を図ることができる体制の整備に向けて、多職種間の顔の見える関係づくりのために意見交換会を開催しております。構成町村ごとに地域内の状況が異なるため、課題の把握、個別の課題に対する対応策の検討及び事業実施については各構成町村の方針により実施していきたいと考えております。また、町村単位で実施するよりも、効率的な取り組みについては共同で実施していきたいと考えております。

次に、認知症施策の推進についてでございます。平成27年10月から西伯病院に委託し、認知症地域支援推進員を配置しております。推進員は認知症の人やその家族が状況に応じて必要な医療や介護等のサービスを受けられるよう、認知症の人を支援する関係機関との連携調整や認知症ケアパスの作成、認知症に関する相談支援を行っております。また、認知症の人やその家族に早期にかかわる認知症初期集中支援チームを平成29年10月に設置し活動を行っているところであります。認知症地域支援推進員については、第7期計画期間中に各構成町村に配置できるよう検討していきたいと考えております。

次に、地域ケア会議の推進についてでございます。地域包括支援センターごとに定期的に地域ケア会議を開催し、多職種連携による自立支援型のケアプラン作成のための支援を行っております。会議では、新規の事業対象者・要支援者のケースのほか、支援困難事例の検討も実施しております。地域包括ケアシステムを実施するためには、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を同時に進める必要があります。今後は、地域ケア会議の機能である個別課題解決機能、ネットワーク構築機能、地域課題発見機能、地域づくり・資源開発機能、政策形成

機能が十分に発揮できるように会議の機能分担を行い、政策形成に向けた仕組みを構築していきたいと考えております。

次に、生活支援サービスの充実強化についてでございます。高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備の推進を図るために、平成27年4月に生活支援コーディネーターを広域連合に配置いたしました。しかし、生活支援体制整備は構成町村が行う地域づくり・まちづくりと密接な関係を持っていることから、構成町村ごとに事業を推進したほうが効率的であるため、方針を変更し、平成29年度からは構成町村に委託して生活支援コーディネーター配置及び関係者、組織のネットワークを図るための協議体の設置を行ってきました。構成町村では、地域の実情に合った生活支援・介護予防サービスの充実に向け、ニーズの把握や地域資源の把握などを行ってまいります。生活支援体制の整備は、構成町村の地域づくり・まちづくりと密接な関係があるため、引き続き事業実施を構成町村に委託して取り組んでいきたいと考えております。広域連合としましては、構成町村間の連携や情報共有を図るとともに、広域連合全体としての課題抽出や資源開発を目的とした協議体の連絡会を定期的に開催していきたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君の再質問を許します。

真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 答弁をしていただきましたが、議長を介して資料の提供をお願いしておきたいと思っております。特養ホーム入所者待機者の要介護度別人数を求めました。待機者の要介護度別人数については資料が出ているんですけども、先ほど、口頭で特養ホーム入所者の要介護度別を言ってくださったので、これを後ほどでいいから文書で出していただきたいということを求めておきますので、よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 対応できますか。

○議員（8番 真壁 容子君） お願いしますね、済みません。

○議長（秦 伊知郎君） 後ほど資料で提出させます。

○議員（8番 真壁 容子君） 写し切れませんでした。申しわけないですけどもね。

第1点目の予防給付の見直しで給付費の変化はあるかということですが、ここについては、これ私何回も確認して聞いてるんですよ。予防給付の見直しで、給付費の変化はないのだということをおっしゃっています。そういうことをおっしゃっています。

連合長にお聞きしたいのは、先ほどのこの改定介護保険法で、私は予防給付の問題と特養ホームの要介護度2以下の人をもう受け入れないだとする。それから、費用負担の見直しをお

聞きしてきましたところです。予防給付の見直しでは、御存じのように、いわゆる要支援のデイサービスとホームヘルプサービスのですね、これを総合事業に持っていくということ。2つ目には、特養ホームの入所者を3以上にしてきたこと。3つ目には、費用負担の見直しのことで利用者負担を1割だったのを2割にして、ことしの10月から一定の人には3割をしようと、こういうことをやってくるわけですよ。このことに対して、先ほど私は、そもそも介護保険の成り立ちがどうかということを書いてきたんですけども、連合長はこのような今回の改定介護保険のあり方が、いわゆる唯一は2025年に向けて持続可能な介護保険制度をつくっていかないといけないというところでの費用削減だと私はそういうふうに思うんですが、これが、いわゆる高齢者の、たとえ介護になっても人間らしい生き方をということと、介護の社会化に逆行している方向に行ってるんじゃないかという指摘に対して、連合長はどのようにお考えですか。

○議長（秦 伊知郎君） 連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。昨年もしか、この話をさせていただきました。私は、この介護保険ができた平成12年、措置から保険、いわゆる世代内であったり世代間であったりするその支え合いの機能のことによって、当初は保険あって給付、いわゆるサービスなしと言われたものがここまでのサービスに発展したこと。これは非常に評価されるべきであろうなと思っています。このサービスが今の時代になくて、逆に措置のままであったらと考えた場合に、私は行政に携わった職員の立場を考えた場合にでも、非常にそれは恐ろしい気がします。したがって、この介護保険の導入というのは非常に大きな成果があったとこのように思います。

しかし、一方で高齢化に余りにも着目したために少子化の対応がおくれた。いわゆる支える側の次世代が育たなかったというところに、この日本のジレンマというんですか、ずばり言えば失敗があったらと、人口政策はなかなかコントロールできないかもしれませんが、次の支える世代が極めて減ってるところに全ての社会保障のジレンマがあらうと思っています。全てをうまくはできませんけれども、その中で、今現実には私たちが直面していることは、この介護保険制度をどうやって次の世代までもたせるのか、つなげていくのかということであらうと思っています。確かに十分でないところもあるかもしれませんが。ひところより厳しくなった点もあるかもしれませんが、世代間でつなげていく、支え合っていくこの保険という制度を、次の世代につなげていくためには一定いたし方ないだろうと、このように連合長としては思っておるところでございます。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 連合長としては、介護保険制度がなければここまでサービスが広

がらなかったのではないかということで評価をしてるということですよ。

私はこの介護保険が、今まで措置制度から介護保険に移った一番の問題は、この介護費用をどこが負担するかという問題だというふうに思ってるんですよ。一番の理想でいえば、いわゆる今の日本は、いわゆる資本主義のもとでの民主主義のあると言われている自由国家、その中で何をするかというと、民間資本も上手に使いながら公的な資金で介護保険を担っていくということになれば、措置制度でも十分可能であったと私は思ってるんですよ。要するに、どこからお金を持ってくるかの違いだろうというふうに思ってるわけですね。それで、多くの方々が心配して危惧の声を上げているのは、以前に払わなかった介護保険料、それも、今20%に行かない利用者を使っている、その介護給付事業の大きな事業に65歳以上の高齢者がなべて等しくこの費用を負担してるという点なんですよ。払ってる方々は、うちで見ても、年間広域連合で見ても何億でしたっけ、6億ですよ、の保険料が、今まで全然取られてなかったのが、高齢者が65歳以上から6億がばあんと吸い取られていってるわけですよ。返ってくるのが、たしか20何億の介護保険給付があるんですけども、皆さん言っているのは、一体この金どこ行ってるのかということなんですよ。働いている方々は介護報酬が低くてあえいでいる。そういう時代をつくってきたんですよ。それで、やはり思うのは、一番思うのは、ここに民間資本を入れることによって、株式会社とか入って、その中で、株式会社ともうけるのが一番ですからね、そこで利益とったら働いてる方々の報酬少なくなりますよね、そういうところに市場を乗せてきたところに、私は一番大きなうまくいかない理由があるんだろうなと思ってるんですよ。でも、言うように、本来、国が変えていかないといけない問題だから、国に対して言っていないと思うんですけど、少なくともそれを運営する保険者とすれば、その改悪をなるべく避けるために、どのような努力をしていくかということが、私はそれぞれの介護保険の保険者に求められてると思うんですよ。

それで、意見の違いはあるかもしれませんが、予防給付の見直しで給付費の変化がないので、今のところ広域連合はみなしと、それ相当サービスで頑張ってるんですよ。次の問題に行くんですけども、とすれば、町長、新総合事業に今多様なサービスといってA型、B型ってあるんですけども、今うちがみなしと相当サービスで、国の基準でいくというふうに頑張っている。国はここを2%程度切りたいわけなんですよ。でも、頑張っているということを今後も続けていってほしい。この姿勢を明らかにしてほしいんですよ。それで、多様なサービスで、国の言ってるB型、C型で声を上げてきた人もいるかもしれないが、そのような方については、いわゆる、この事業とは別に補足的なものとして支えるということをやっていくのであって、あくまでも、この介護保険の置かれてきているところについて言えば、いわゆるB型、C型で伸ばすのではなくて、

現行どおりにやっていただきたい。今の水準落とすことなくやっていただきたいと思うんですが、そのことについてどのようにお考えですか。

○議長（秦 伊知郎君） 連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。市場経済に委ねてますので、そのやり方やコントロールを単位費用でコントロールしてるんだと思います。ただ、こうやってそれ以外の部分で、広げた場合にどうしていくのか、サービスが本当に広がるのかどうかということだろうと思ってます。私は極めて専門的な部分というのは、やはり介護保険の制度の中でやっていく必要があるだろうと思ってます。ただ、そうではないお互いの助け合いだとかちょこっとしたボランティアで済まされる場所というのはきっとあるだろうと思ってます。そういうものについては、ぜひそういう資源を使いながらこの制度を長もちさせていきたいと思ってます。ですから、まだまだそういう資源が掘り起こされていない状態に、まだ広域連合間の中ではあると思いますので、その辺の仕分けをこれからもしていく必要があるだろうと思ってます。あくまでも専門的な技術、能力が必要なものについては、介護保険の制度の中でやっていく必要があるだろうとこのように思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 私としてははっきりと現行を維持する、それから単価引き下げないということを言ってほしいと思いますので、その辺で努力していただきたいと思います。

次に、基本チェックリストと要介護認定の扱い方を問うので、基本的にはチェックリストしているが、あくまでも本人の要望が第一なので、本人が介護保険を認めた場合には、望んだ場合にはそれをさせているとこういうふうに言ったんですね。お聞きしたいのは、基本チェックリストを書いていただいて、この方が、書いてくださった方が総合事業が適切なのか、介護保険にかけるほうが適切なのかという判断はどのような資格の方がなさってるんですか。

○議長（秦 伊知郎君） 事務局長、住田浩平君。

○事務局長（住田 浩平君） 事務局長でございます。基本チェックリストにつきましては、地域包括支援センターの職員、保健師なり社会福祉士なり主任介護支援専門員、それらの資格を持った職員のほうが対応をしておるところでございます。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 全国的に問題になっているのは、基本チェックリストをチェックするのは資格が要らないわけですよ。問われていない、そうですね。ここでどういう方々が当たらなきゃならないかということの基準がなかったはずだと思うんですけども、私はそうないの

はいいと思わないんですね。きちっとチェックリストそのものに疑問ですけれども、する以上はきちっと、いわゆる専門性の方々がやるべきだということなんですけれども、今、局長が上げた中には、職員等々を含めてというんですけれども、これをチェックするときにどなたかがして、総合的に、複合的に、副次的に複数の目で見えていくというような、そういう会をなさっているんですか。

○議長（秦 伊知郎君） 事務局長、住田浩平君。

○事務局長（住田 浩平君） 事務局長でございます。チェックリスト、内容を御存じだと思いますけれども、本人の主観による部分が多く含まれてございます。ですので、複合的な判断といいますよりも、国が定める該当要件で見えていくことになるんですけれども、基本的には一般職がやっても専門職がやっても変わりはないものであるというふうに思っています。広域連合の取り組みとしましては、受け付け時にその総合事業の該当になるかどうかという可否、それと介護サービスが該当するかどうかという可否のところを聞き取りによって判断をして、チェックリストによる対象者判定にするのか、それとも介護認定申請をしていただくのかというところを判断をしてやっているところでございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 私が言いたいのは、局長、そうなっても、一般職であっても専門職であっても、誰でもできるようになっているのがチェックリストなんですよ。要は、書き方ですよ。誰かがついて、ここをこういうふうには書かないといけないよと書いたら、事実でなくてもチェックリストに出てくるチェックの仕方で行くかということが変わるわけですよ。だからこそ、その本人をどのように見るかということが大事なのと同時に、それよりもっと大事なのは介護保険制度があって、それが保険制度で来ていて申請がきた以上は、原則は介護保険の申請を全部上げさせるべきではないかということですよ。チェックリストは補足的なものであって、このチェックリストで振り払うということについては、介護保険法の趣旨から反するのではないかという点についてどのようにお考えですか。

○議長（秦 伊知郎君） 事務局長、住田浩平君。

○事務局長（住田 浩平君） 事務局長でございます。チェックリストで振り払うという表現をされたんですけれども、そういったつもりは毛頭ございませんで、相談に来られた方が何を求められているのか、その人に今必要なサービスは何かというところを申請に来られた方、御本人からよくお聞きをさせていただいて、チェックリストで対応できる方法であれば、認定申請から結果通知出るまでの期間、それとそれに係る費用等を踏まえますと、チェックリストにより対象者認定

したほうが効率的であるという判断も一つにはございます。そういったことで、最終的には、御本人さんの意思によるところで介護認定に結びつく部分もございますけども、意図的にチェックリストだけで終わらせようというような取り扱いはしていないところでございます。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 基本的に、窓口に来た人には本人の意見をしっかりと尊重すること。それから、仮に基本チェックリストが書かれていても、そのチェックリストをどう見るかという点については、専門家等の目もしっかりと入って、医療も何も一緒に、早期にどのような要望や介護が必要かという点で変わってきますから、そういう点を考えたら費用対効果というのはより当面の費用対効果ではなくて、長い目で考えれば、ここで正確に来られた方の何を求めているか、介護度等を把握することが一番大事だと思うので、そのようなことを重視してやっていただきたいというふうに考えていますので、それ言っておきます。

新総合事業の財源についても、連合長について言えば、新総合事業の財源については、国に対して頭打ちにするのではなく、これがかかった分をそのままそっくり保険事業の中で賄うこと。このことを求めていってほしいと、同時に新総合事業の財源についていえば、一般事業になることによって給付事業と違うところが出てきます。何が違うかということ、給付事業は契約で、契約した以上はその給付を提供する責任が保険者側にあるわけです。町村の事業になれば、事業の一環で幾ら言っても、お金は取るけども、参加する、してこないは自由です。そういうところの違いを考えた場合、今までと同じようにしていくというのであれば、この新総合事業で当たる、見る方々についても給付と同じように責任を持ってやっていくというのが町の姿勢だと思いますので、仮にお金が足りなくなった場合は、一般財源でも用いて、それを保障していくというのが介護保険料を集めている保険者の責任だということを言って、あと13分しかないので、地域包括システムの取り組みに進みます。

連合長、地域包括システムは、言っていたように、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの充実強化、この4つが上げられています。私がこれを読んでつくづく思ったのは、認知症施策の推進以外の3つは、これは制度をあわせ持つといいますか、非常に裏表のある内容だと言わざるを得ないと思いました。まず、1点目、在宅医療・介護連携の推進。これは、医療介護法と重なって、国が何を目指してるかということ、ここで医療費の削減と介護費用の削減を求めているわけなんです。費用を少なくしようとは言っていないんですが、在宅医療・介護医療の推進をするということは、これまで医療だったものについても、医療を費用を下げるために介護に回してきたりするということがあるわけですね。そのよ

うなことがないようにしっかりと目を光らせていくべきだということを指摘しておきます。

認知症施策については、ちょっと置いといて。

次の、地域ケア会議の問題です。これは、先ほど構成メンバーもいましたが、利用者等が一貫して言っているのは、地域ケア会議とは一体何をやる場所なのかということ言っているのと同じ時に、ここには介護を受ける当事者も意見を反映するような場所をつくってほしいと、こういう点についてどのようにお考えですか、現状はどうか、どういふことを改善したらこの声が聞き届くような中身になるとお考えですか。

○議長（秦 伊知郎君） 事務局長、住田浩平君。

○事務局長（住田 浩平君） 事務局長でございます。地域ケア会議の点につきましては、広域連合におきましては、25年の10月から自立支援型の地域ケア会議ということで開催をしてきております。言われるように、モデルとしては埼玉県和光市の地域ケア会議をモデルに取り組みを開始したところであります。主たる目的としては、要支援者、新規の要支援者のプランを点検をして、より自立につなげていく取り組みをしていくというものでやってきております。

これまでの課題として、なかなか自立支援とはいいつつも介護の保険サービスの利用が適切にはいってないといえますか、自立支援につながっていない部分というのも出てきております。

また、地域ケア会議の本来の目的であります、先ほど言いました5つの機能につきまして十分にそれができていないというところがありましたので、このたび見直しをしていって、自立支援に特化したケア会議ではなく、本当に個々の支援を中心として、地域づくりにつながっていくようなケア会議のほうに転換をしていく必要があるということで、第7期につきましては、そういった方向性での取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

基本的には、御家族さんの意見というところなんですけども、必要に応じて家族に入っていた部分もあるんですけども、基本的にはケアマネジメントの支援というところが中心でこれまで行ってきたところがありますので、これまでは家族さんの同席というところは求めてきておりませんでしたけども、今後は個別課題の解決という中で、必要に応じて家族さんの参加というところも求めていくようになるのではないかとこのように考えております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 私は、先ほどの局長の答弁を聞いていても、この地域ケア会議にはやっぱり2つの問題があるなというふうに思ってるんです。1つは、これは国が求めていることなんですけども、地域ケア会議の国が求めている一番大きな問題は、自立支援のためのプログラムをどうやってつくっていくか。自立支援をどう促していくか。もう一つには、自立支援を、いわ

ゆる何ていうかな、成績表のごとく、自立支援の取り組みをして改善した、要介護者が改善していくことがあたかも目的のような地域ケア会議にしていくというのが一つの狙いですよね。そこでは、ほとんど全国で今先進的な地域ケア会議してるところは、卒業させることが目的とした地域ケア会議をしている。これは、国が求めていることですから、と同時に、今後によっては、これインセンティブがついてくるということを考えたら、取り組まざるを得ないと、納得いかない方々もその方向に持っていくのかと思うんですが、連合長、要介護者の認定とか見ている、卒業、いわゆる自立支援ということは、どのような事態だというふうに考えますか。

広域連合の方がいい資料つくってくれてましたよね。私たちが南部町議会の民生常任委員会が勉強会をしたときにつくってくれた資料2というんです。今、連合長、それ持っていませんか。言っておけばよかったですね。そこに要介護度がどのように変化してきているのかという資料があるんですよね。それを見る限り、ぜひ見たいと思うんですけども、それを見る限りは、要介護度が改善されていく。当事者は若くなる違うんですよ、当事者は。年とっていくわけですよ。見てやってください。それを見る限り、要介護度がよくなっていく。初期の段階ではあるかもしれませんが。でも、これは年とともに高齢化って進んでくるわけですよ。私は、先ほどの立ったときの質問で言わせてもらった。やっぱり介護保険法の第一の目的をしゃべらせてもらったんですけどね、ここには高齢者の、いわゆる尊厳の保持といってるんですよ。自立、高齢化に伴って、それから病気に伴って介護が必要な方々を自立支援として向かわせていくこと。よくしていくことは大切だと思うんですよ。そのことが一体何を求めているのかというふうにお考えですか。地域包括ケアの一つの問題が一つ、時間がないので一緒に聞きますね。

2つ目には、地域ケア会議をどのように持つかということで、やはり介護者を、介護者、要介護者と、要介護者なかなか難しければ介護者の家族ですよ。その方々の意見が反映するような会議をしてほしいということ、これは、言われてるんですけども、事務局長が言いなつた、今後は家族も入れるような場所もつくってきたいということですね。済みません、もう一つありました。そのことについてぜひやってほしいということですね。どこを変えていかないといけないか、しっかりと明記してほしいということなんですよ。必要な場合には家族が入ることもできるということ。

3つ目には、これは4つ目と連携していくんですが、地域ケア会議で話しするのは、この連合長見てと思うんですけど、広域連合からいただいた資料の56ページね、地域包括ケアシステムとはどういうものかって書いてる中で、5つのこと言ってるんですよ。地域包括ケアシステムでは、医療、介護、それから住まい、生活支援、介護予防、これを核とした地域包括システ

ムをつくっていくと書いてあるんですよ。これを見たときに、広域連合のほうでは、これが課題だから取り組まないといけないんですけども、私たちが一番心配するのは、例えば住まい、生活支援ですよ。医療を含めてですが、こういうことは本当に医療と連携すること。住まいというのであれば、まちづくりと連携していかなければ、なかなかできんことやと思うんですよ。そうした場合には、これは広域連合が町村とどんなふうに連携とっていくのかということですよ。このままでは絶対空回りするんですよ。幾ら言っても。それと、そもそも広域連合の中で、住まいやまちづくりを考えること自体が私はおかしいと思ってるんですよ。保険料をもらってるんだからちゃんと保険に合う給付をすることを、することだけすればいいじゃないかというのが、一番の私の気持ちなんですけどね。地域包括、この介護保険のお金を使わせないために地域で支える人をつくれと言ってるんですよ。これが広域連合の今の体制で可能だと思いますか。

○議長（秦 伊知郎君） 連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） 一番最後におっしゃられましたこの地域包括ケアシステムからお話します。議員がおっしゃられたことと同じだろうと思えますけれども、介護保険だけでやれるはずはないわけですし、これはまさにまちづくりだと思ってます。ここに構成町村、そういうつもりでやっておられると思っております。おっしゃるとおり、住宅であったり、地域の連帯だとか、つながりだとか、支え合いというのは介護保険でコントロールするものではなくて、私はその地域の力であったり、住民自治の力、または、その町の中のお互いに支え合えるようなシステムづくりというのがやはり大事だろうなと思っております。ですから、お互いに広域連合と力を合わせながらやっていくべきことであろうと思っております。

それから、今の地域ケア会議からの話です。私も、仕事をしていたときに西伯病院の通所リハビリテーションってあるんですけども、卒業があるんですね。私は、その事務部長の立場では、卒業していただいて、次の方を入れないと、定数がありますので、次の待ってる人が入れられない。だからとにかく卒業させてくれと、現場を預かっている理学療法士や作業療法士たちに言うんですけども、ですけども、現場は卒業させると御家族とトラブルになると言うんです。それは1週間に、例えば3回なら3回、当時は介護度の3だったら3回ぐらい来れたんじゃないかと思えます。それが1回卒業してしまったら、その方は、じゃあ、一体どこに行くのかということになって御家族が非常に困る。だから、卒業はできないんですということで、そういうシステムなんだなということを改めて思いました。

本来は、これは卒業を喜ぶべきでして、一般施策として、例えば当時言っていたのは、そのこのしあわせのプールに行かれて、あそこで1時間でもウォーキングするようなことはできないだろ

うかという話をしたこともありました。ところが、その方や御家族が言われるのは、どうやって、じゃあ、その1人でバスに乗って、そのプールまで行けるんだという話で議論になったところです。片麻痺も持っておられましたんで、確かにそうだなと思いましたが、今言いましたように、地域政策と、やはりこの問題は一体となっていると思うんですね。ですから、どうやって交通を使って、一般施策の中でもその方が卒業してでも、値段のお金のことはいろいろあるかもしれませんが、これも地域の中でやっていかなきゃいけないと思いますが、卒業してでも安心して、その地域の中で暮らしていき、機能を落とさない、当時は卒業してしまうとまたもとに戻って、数カ月後にはまた帰ってくるということを繰り返していたわけです。そういうことを、できるだけ重度化を予防するという視点もあると思うんですね。

ただ、今、もう一遍振り返って、あれから10年ぐらいたっていますけれども、高齢者の数が人生100歳時代になってきてます。今言いましたのは、60、70で脳血管疾患等で麻痺を起こした方たちが通所リハビリで一生懸命頑張って、また元気に外を歩くようになるぞという思いをつなげるためにはそういうシステムが要るんでしょうけど、本当に高齢化になったときに、じゃあ、どうするのかというのは、これは大きな課題だろうと思っています。

ただ、介護保険だけで全てを支えられるのかということ、そういう問題でも僕はないと思っています。特に、冒頭申し上げました介護もありますけれども、自宅に帰られればお一人暮らしというのはたくさんおられるわけでして、それを、じゃあ、一体、誰が支えるのかという問題もあらうと思います。御親戚関係のつながりも非常に希薄になっています。兄弟や子供たちの数も減っています。これを自助という世界の中で地域が支えられなくなったところをどうやって地域の中で支えていくのかということが、ここはやはりこの広域連合内の一番大きな課題であらうと思っています。そこの分を支え、考えるのが、先ほど言いました地域包括ケアシステムであらうと思います。身近な町村が、この解決のために、その町に合った、村に合ったやり方を模索していくというのが、今求められているのではないかと考えているところでございます。

答えにならないかもしれませんが、そういうぐあいに地域包括ケアシステムというのは、その地域や町に合ったものを追求していくしかないだろうと、今そのように思っておるところです。

○議長（秦 伊知郎君） 時間になりましたので、以上で、8番、真壁容子君の質問を終わります。

これもちまして、通告のありました一般質問は終わりいたします。

ここで、暫時休憩をとります。再開は3時半にしますので、よろしくお願いいたします。

午後3時13分休憩

午後 3 時 3 0 分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

○議長（秦 伊知郎君） これより討論、採決を行います。

議案第 1 号、南部箕蚊屋広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結します。

議案第 1 号、南部箕蚊屋広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを採決いたします。

議案第 1 号は、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立全員です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

議案第 2 号、南部箕蚊屋広域連合介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はございませんか。

8 番、真壁容子君。

○議員（8 番 真壁 容子君） 議案第 2 号の南部箕蚊屋広域連合介護保険条例の一部改正について反対をいたします。

理由は、介護保険料の改定で、今回、介護保険料が上がるということです。今回の条例の中では、第 7 期の介護保険料を決めることになっています。前年比 9.2% の増で、これまで第 6 期年額 6 万 5,000 円であったのが、第 7 期は 7 万 1,000 円、月額にして 5,917 円、月額で 500 円の増です。これは委員会の中でもはっきりとしてきたことは、今回の値上げ額、引き上げ額の 500 円のうち、264 円については、いわゆる介護保険の負担割合の問題で、第 1 号被保険者保険料の負担が、本来保険料として第 2 号と分けるところが 1% 上がって、第 6 期が 22% であったのが、第 7 期で 23% になってきたことでこの金額が出ているということです。執行部が示してくれた資料を見ますと、介護保険料の総費用額は第 1 期から比べて第 7 期については 76% の増、それに比べる 1 号被保険者の保険料は第 1 期から第 7 期に比べると、その総費用額の 76% 増よりも多い 86.3% という数字が出てくるわけです。これは何かというと、先ほどのどう

いう仕組み、どんなふうにしても1%ずつ1号被保険者の保険料の割合が高くなっていくことから来てるとこだというのは明らかだと思うんです。

それで、今回の広域連合の介護保険料は約半分がこういう制度のもとで上げてきたという点です。中では、なかなか努力しているという点もあると思うんですが、私は、これまで第6期が、6期の5,417円というのが鳥取県内の介護保険料としては一番低い保険料を持っていたことを考えたときに、少なくともこれは住民から見たら高い介護保険だと言われてるんですけども、これを引き下げとは言わないけれども、少なくとも引き上げをすべきではないということを連合長にも申してきていたところなんです。

住民の暮らしを見れば、私たちに来る相談では、家計が大変で助けてくれという問題。いわゆる低所得者層が多い中で、何が一番困っているのかということ、公共料金が大変だということです。これは、どうしようもなく、特に介護保険はもう年金から天引きされてきているわけですから、そういう方々のこの声を聞いたら、介護保険料を上げることをよしとすることはできないというのが議員としての立場です。これをどう克服していくか。住民の中、議員の中には、結局、今度サービスを削るしかないのではないかというふうな声もありますが、私は大きな基本的な問題としては、国に対してこの負担割合を国がそう本来措置費のころのように、今の25%ではなくて、50%とは言いませんけれども、少なくとも国費をふやしていくことを求めていくことと同時に、それができない場合でも、構成会、広域連合を構成している3町村で話し合って、この値上げ分を下げるために一般財源からの財源を入れて引き下げるべきではなかったのかということ強く主張しておきたいと思います。

この姿勢に対して、少なくとも委員会やこれまでに表明されてきたことは、連合長は、副連合長も含めて、どなたも上げることはいいとは思っていないと言うけれども、持続可能性を進めた場合というのですが、これは上げても持続可能ができるというものではない。2025年には8,000円を超えてきた場合には、払える方がどれだけいるのかということを考えれば、抜本的な介護保険の制度の改革をしなければもつことではないということ指摘して反対をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 原案に反対者の発言がありました。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番、細田栄君。

○議員（7番 細田 栄君） 私は、議案第2号、介護保険条例の一部改正について賛成の立場で討論をしたいと思います。

まず、この今回の改正のメインはやはり保険料の引き上げでございます。この保険料を決める

に当たって、第7期の介護保険事業計画をもとにしんしゃくをしながら基金も投入をして保険料、サービス料をしんしゃくをして保険料が決まってきたという経緯がございます。そして、3年間この保険料でやっていくわけなんです、私も保険料は安いほうがいい、サービスは十分なほうがいい。もっともお話なんです、手品のようにはいりません。やはり一定の負担があってこそ一定のサービスが受けられる。特に一般財源投入のお話もあったんですけども、私は基本的に法定外の一般財源投入には反対の立場でございます。その理由は、今、介護保険の1号被保険者8,841人、全人口2万5,747人で割りますと、34.3%の方が、いわゆる町民の中でこの保険に加入していらっしゃる第1号被保険者になるわけです。そして認定率、出現率と言ったり認定率と言っておりますが、19.1%、加入者のうちの2割弱しか実際には認定を受けていらっしゃらない、残りの8割は、いわゆる保険ですから掛け捨てと申しますか、何の受益も受けられない方たち、こういった特殊な会計でございます。だから、単町でおやりになってる市町村では、必ず特別会計を組んでいらっしゃると思います。この広域連合もそういった目で見ると、各町の一般会計とは別な財布の特別会計であるというふうに私は思います。その中に、一般会計で使う、一般財源を投入していくということは非常に不均衡を生じてくると、このように思います。既に、国保で法定外繰り入れをやってる市町村もあるようでございますが、私は基本的に法定外の繰り入れについては反対をするものであります。

それから、介護保険公費5割、保険料5割の原則でスタートをしたんですが、先ほど、反対者の方もおっしゃいましたが、スタート時には1号被保険者は17%でした。2号被保険者が33で50%になるわけです。ところが、現在では、1号被保険者が23%、それから2号被保険者が27%ということで、何もしないでも1号被保険者の負担が増加していく仕組みと申しますか、国でこれは決められたことですので、広域連合でどうこうできるわけでもないんですが、毎年、このところが改正をされて、1号被保険者の負担割合がふえていっているという事実があるわけですし、それも含めて保険料に転嫁しなければ安定した運営ができないということでもありますから、半分は連合の責任ではなくて国の制度設計に負うところがあるとは思いますが、そうはいつでも、安定した保険運営していくために、やむを得ない措置であるというふうに思いますので賛成をしたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（秦 伊知郎君） これより、議案第2号、南部箕蚊屋広域連合介護保険条例の一部改正についてを採決いたします。賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

す。

議案第 2 号は、原案原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

議案第 3 号、南部箕蚊屋広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 3 号、南部箕蚊屋広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

議案第 3 号は、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立全員です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

議案第 4 号、平成 29 年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって、討論を終結します。

これより、議案第 4 号、平成 29 年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。

議案第 4 号は、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立全員です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

議案第 5 号、平成 29 年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結します。

これより、議案第 5 号、平成 29 年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第

2号)を採決いたします。

議案第5号は、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(秦 伊知郎君) 起立全員です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

議案第6号、平成30年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算を議題といたします。

総務民生常任委員長の報告を求めます。

総務民生常任委員長、景山浩君。

○総務民生常任委員長(景山 浩君) 総務民生常任委員長です。総務民生常任委員会に付託された議案第6号、平成30年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算は、総務民生常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきものと決したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

○議長(秦 伊知郎君) 本件につきましては、全議員で構成する総務民生常任委員会に付託いたしましたので、質疑はないものとし、これから討論を行います。討論はございませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

8番、真壁容子君。

○議員(8番 真壁 容子君) 平成30年度一般会計に反対いたします。

今回の一般会計の予算は4億9,500万、前年度に比べて1,000万の減だということで、この大半は各3町村からの負担金で成り立っている。いわゆる広域連合を構成するに当たっての金額です。私は、今回、特に一般質問の中で地域包括ケアの取り組みなんかでも聞いてて思ったんですけれども、今、介護保険が始まって何年かたって、この広域連合でやってきたんですけれども、これまでも地域の課題をどうするのかということで取り組みの変更とかもあったんですが、今回、地域ケアシステム強化法案、これは私はいいと思わないんですけどね、こういうことが出てくる中で、介護を支えていくのには、やっぱり地域の課題があるというようなこと、地域包括ケアシステムの強化ということを出してきたわけなんですよ。

これは、国に言われなくても、地域が助け合うとか、みんなが年とったら面倒見合うということとずっとやってきたわけですよ。介護保険でお金集めておきながら、その保険の中で、自分たちが見れなくなったから地域での課題を何とかしろというやり方というのは本当に許せないなというふうに思っているんですけれども、特に、そのような中でも、この広域連合をつくっている意味というのは問われてくるんじゃないかというのは私は思うんですよ。

この会計は広域連合を含むということで、ここでその意見を言うんですけども、地域包括ケ

アシテムをつくっていくということになれば、ここで言っているのは、介護の問題は介護だけではないよと、医療、住まい、介護予防、全部に絡んでくるんだとこう言ってるわけですよ。そんなこと最初からわかってたことですよね。これを取り組みに当たっていくのであれば、介護の問題といえども、人がそこで地域で生活していることが主体なのであれば、各町村単位で取り組むことのほうがはるかに動きやすいのではないかというふうに思うわけです。

そういうことを考えれば、私は、今、一遍にどうのこうのではなくて、これまでの取り組みの評価と課題を明らかにして、今後、それぞれの3町村で地域包括ケアシステムをいいほうに持っていくためにしていくには、介護だけではなくて、ほかのことをリンクしていこうと思った場合には、この広域連合ではなくて、各町村が介護保険の財政を持っていくことのほうがより重要ではないかというふうに思うわけです。そういう点から見れば、この広域連合組むことについての異議を申すことと同時に、今後、今はいいと思ってる方の議員も、執行部も含めて、そういうことを検討する時期に来てるのではないかということ指摘して反対をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番、篠原天君。

○議員（5番 篠原 天君） 平成30年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算、委員長の報告が認定ということで、原案に賛成の立場で討論いたします。

この予算は、とにかく南部箕蚊屋広域連合の組織が実際に動く中核となるのに必要な予算でございます。いかに保険給付費を算定して予算を積んでも、この予算が執行されなければ、それが実際に新年度になって動き出したときに停滞をしてしまうと。つまり、被保険者さん、受益者の方に迷惑がかかるということです。この予算は停滞はいつきも許されるものではありませんので、速やかに認定をして執行されるべきものだと思います。

この予算の審議において、一部に構成町村において、南部箕蚊屋広域連合の存続について云々という議論もありますけれども、私は、これは予算の審議の過程で議論すべきこととしてなじまないというふうに考えます。構成町村において、広域連合を続けるかどうかしっかりとした議論で、その意思決定をするということが前提にあるわけございまして、何となれば、その構成町村の意思決定もなく、1人この連合の議会において、そのような議論をすること自体が不毛であるというふうに私は考えます。よって、平成30年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算に賛成をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第6号、平成30年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算を採決いたします。

賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

議案第6号は、委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

議案第7号、平成30年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

総務民生常任委員長の報告を求めます。

総務民生常任委員長、景山浩君。

○総務民生常任委員長（景山 浩君） 総務民生常任委員長です。総務民生常任委員会に付託された議案第7号、平成30年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算は、総務民生常任委員会をもって、審査の結果、原案を可決すべきものと決しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する総務民生常任委員会に付託いたしましたので、質疑がないものとし、これから討論を行います。討論はございませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

8番、真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 平成30年度の介護保険事業特別会計の予算に反対いたします。

反対する1番の理由は、今回、第1号被保険者から集める保険料6,564万円が増になっている。いわゆる保険料が引き上げた上での予算だということ。第2点目には、先ほど言った支払い基金交付金から減額4,309万、これは、先ほど言ったように1号被保険者の負担割合がふえてきているということが出ているという数字ですよ。3つ目には、いわゆる介護予防事業を総合事業に持っていったということの予算だということです。

先ほど言ってるように、介護保険制度自体が国の制度でいっているので、国の制度をもって反対することはおかしいという意見が申し出るかもしれませんが、それであれば、制度やその予算が住民にとっていい、悪いかということについて、議会の役割が果たせないから、やはりいけないところはいけないということをきちっとしておくべきだというふうに考えて、とりわけ、今回の支払い基金の問題についても指摘して反対をしたいというふうに思います。

先ほど、この介護保険事業については、広域連合でしているわけですよ。広域連合で、広域連合云々かんぬんはなじまないという意見も出たんですけども、この介護保険事業特別会計にあ

わせていっても、この中で論議をするにしましても、各町村からしっかりとお金が出ているわけですね。この構成自体がどうかというのは、私は介護保険の中で問題点を指摘して介護保険のあり方を是非するのは本来やっていけないことではなくて、適切な場所で言っていると。その理由は、構成しているこの中にきちっと町村からのお金も入ってきているし、その使い方について意見を言うことについて何ら問題ないということをつけ加えて反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 9番、細田です。議案第7号については賛成の立場から討論させていただきます。これは議案2号とリンクしておりまして、条例改正で保険料をアップさせていただきました。それが比べ6,564万円というアップですけれども、これにも確かに最初の条例のときに反対ありましたが、国の制度によって22%、23%にアップになったことや、それにもかかわらず、29年度の予算繰出基金をできた繰越金ですか、基金、それらをつぎ込んでも、また1号保険料に当たる、10段階の分を入れても、なるべく保険料を下げるように下げるように努力されて、またそれが県下では、また下のほうだということをお聞きします。それをもとにした今回の特別会計予算でございます。

今、るるありましたけれども、地域包括ケアシステム云々ありましたけれども、今回でも地域支援事業費で認知症についてすごく力を入れられた予算でございます。前年度と比べて4.2%もふやして、今回の予算にめり張りをつける、また認知症についてすごく今回を、この当初予算についてはやっておられると。また、地域包括ケアについて云々ありましたけれども、今後は、やっぱり私たちが子供のころ住んでおりましたように、向こう3軒両隣、そういう方たちがともに手を携えるばかりじゃなしに、そういうシステムをここでやるということは、私は大事だと思います。そういうのが、介護保険制度があって、あそこはサービスが入ってるから、みんなが遠慮するということもありますけども、これがそれによって解決すると私は思っておりまして、これからも大きな流れがそういうところでまちづくりにもなろうというような感じになりますし、こういう予算がここに入ってるということを認識いたしまして賛成いたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第7号、平成30年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算を採決いたします。

賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

議案第7号は、委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

議案第8号、南部箕蚊屋広域連合広域計画の一部変更についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第8号、南部箕蚊屋広域連合広域計画の一部変更についてを採決いたします。

議案第8号は、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立全員です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

議案第9号、鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第9号、鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議についてを採決いたします。

議案第9号は、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立全員です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第15 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（秦 伊知郎君） 日程第15、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員長、篠原天君から閉会中も次期定例会の日程等について十分調査を行う必要があると調査申し出がありました。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長、篠原天君からの申し出のとおり閉会中の継続調査に付すことに決定いたしました。

以上をもちまして、今期定例会の会議に付議されました議案は全て議了いたしました。

よって、平成30年第1回南部箕蚊屋広域連合定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。これをもちまして、平成30年第1回南部箕蚊屋広域連合議会定例会を閉会いたします。どうも御苦労さんでした。

午後3時59分閉会
